

**投資信託説明書
(請求目論見書)**

使用開始日 2018.2.17

グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)

追加型投信／内外／債券

この目論見書により行う「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年2月16日に関東財務局長に提出しており、平成30年2月17日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 松田 通
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	41
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	60
第三部【委託会社等の情報】	61
第1【委託会社等の概況】	61
約款	104

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

平成30年2月17日から平成31年2月18日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、10兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本	ファミリー ファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米		あり (適時ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債・高格付 債))	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		
資産複合				

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(債券 公債・高格付債))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(公債*1・ 高格付債*2)に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記 載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・フ ァンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの をいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うもの をいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、
政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載のあるもの
をいう。

*2 高格付債・・・三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託
約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるもの
をいう。

- ※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに
信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。
OECD(経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- 世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、三菱UFJ国際投信がOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する **国債** や政府機関が発行する **政府機関債** 等をいいます。
また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する **国際機関債** のほか、当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの **州政府債** もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

	Moody's社	S&P社
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い	-	D

A格以上の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付機関のうち、少なくともひとつの格付機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

現在の投資先と格付け状況 (2017年11月30日現在)

● 国債		
カナダ	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AA+
メキシコ	A3	A
ノルウェー	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
オーストリア	Aa1	AA+
フィンランド	Aa1	AA+
イギリス	Aa2	AA
フランス	Aa2	AA
ベルギー	Aa3	AA
アイルランド	A2	A+
シンガポール	Aaa	AAA
日本	A1	A+
オーストラリア	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AA+
● 政府機関債、国際機関債、州政府債等		
ドイツ復興金融公庫(KfW)	Aaa	AAA
国際復興開発銀行(世界銀行/IBRD)	Aaa	AAA
欧州投資銀行(EIB)	Aaa	AAA
北欧投資銀行(NIB)	Aaa	AAA
ブリティッシュ・コロンビア州	Aaa	AAA
ニューサウス・ウェールズ州	Aaa	AAA
クイーンズランド州	Aa1	AA+
オンタリオ州	Aa2	A+

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

※格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。(出所)Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券価格や為替の変動による損益のプレをカバーする効果が期待されます。(利子収入の積み上げ効果)

ご参考

下記のグラフは、当ファンドの実績ではなく、ベンチマーク (FTSE世界国債インデックス (円ベース、日本を含む)) のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。

先進国国債 (円ベース) の投資収益の要因分析 (期間:1997年12月末～2017年11月末)



※上記は、1997年末を100として指数化したFTSE世界国債インデックス (円ベース、日本を含む) を「トータル投資収益」とし、これを三菱UFJ国際投信の計算により月次で「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。なお、「利子収入要因」は、各月の利子収入 (経過利子を含む) を当該各月の為替レートで換算したものの累積値となります。
(出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

● 金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇 (低下) すると下落 (上昇) します。

また、満期までの残存期間が長い (短い) 債券や利率が低い (高い) 債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく (小さく) なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇 ↗ (債券価格が下落 ↘) すると予測した場合

満期までの残存期間が **短い** 債券への入替えを行い、債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下 ↘ (債券価格が上昇 ↗) すると予測した場合

満期までの残存期間が **長い** 債券への入替えを行い、債券価格の値上がり益の獲得を目指す

● 為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇 ↗ すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落 ↘ すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付け等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付け等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



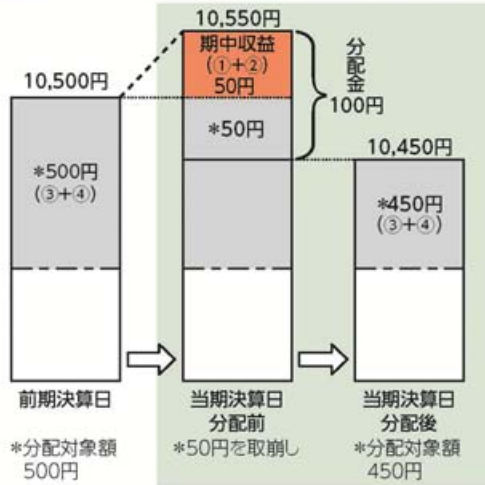
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

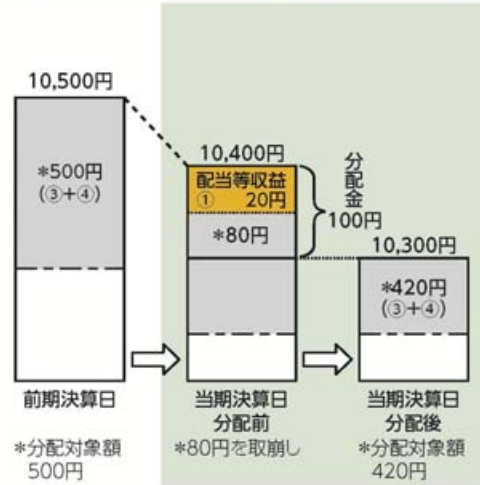
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

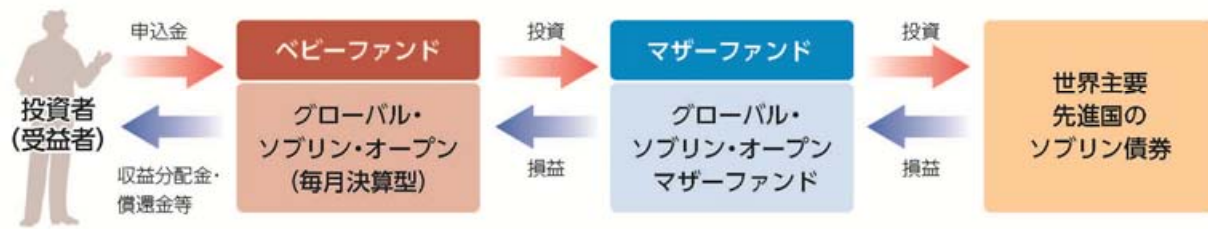
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



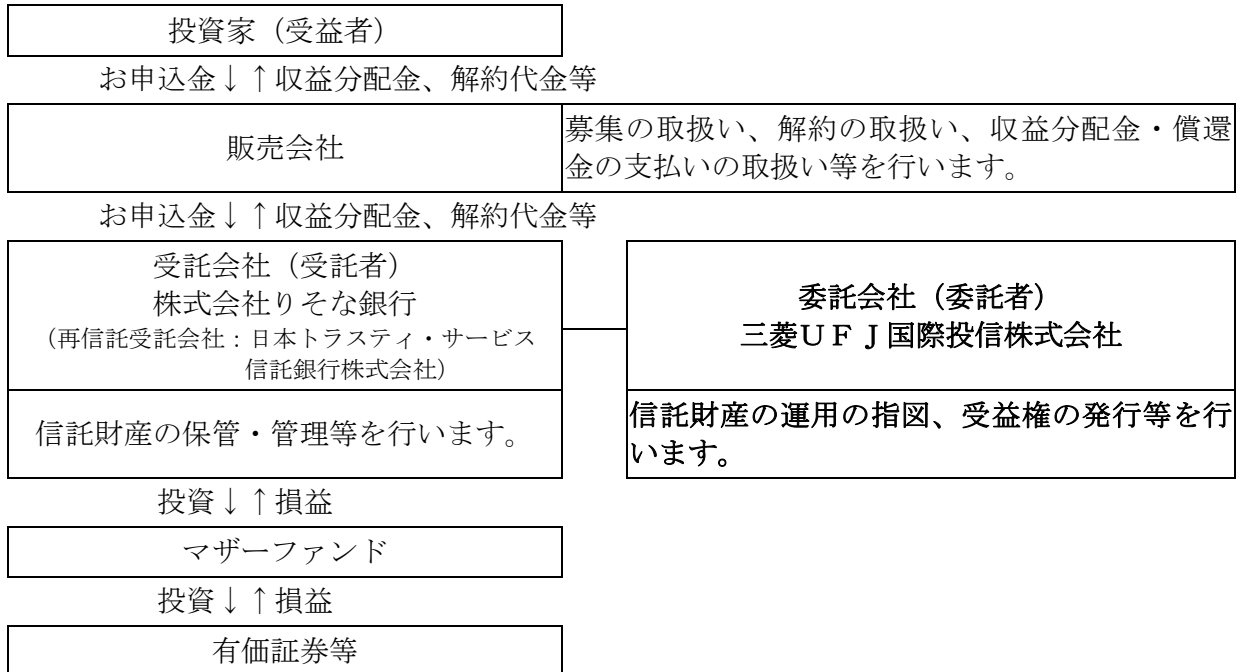
ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

(2) 【ファンドの沿革】

- 平成 9 年 12 月 18 日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 平成 14 年 3 月 1 日 ファミリーファンド方式へ移行
- 平成 19 年 1 月 4 日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 平成 27 年 7 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容

等が定められています。

③委託会社の概況（平成 29 年 11 月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・ 設立年月日
昭和 60 年 8 月 1 日
- ・ 資本金
2,000 百万円
- ・ 沿革
平成 9 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成 16 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成 17 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成 27 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 基本方針
ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。
- ② 投資態度
主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。
- ③ 運用の形態等
ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

- ① 投資の対象とする資産の種類
ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限<信託約款に定められた投資制限>の⑦および⑧に定めるものに限り。）に係る権利
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- ② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からf. の証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l. 外国の者に対する権利でk. の有価証券の性質を有するもの
- a. の証券または証書およびg. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からe. までの証券およびg. の証券または証書のうちb. からe. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

- 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- 国別資産配分については、投資対象国毎に①債券投資収益率予測（金利予測）と②為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

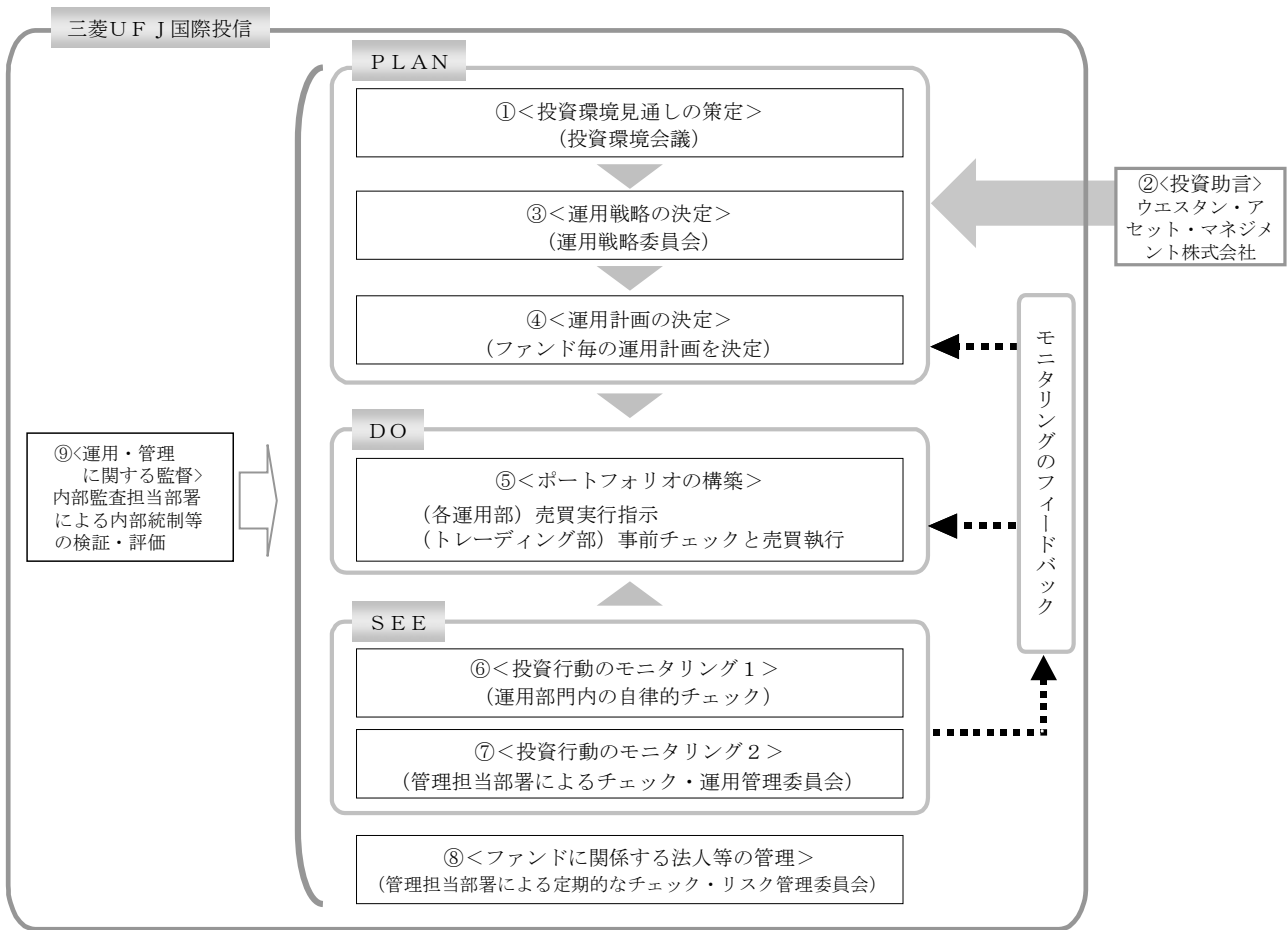
なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドは、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自立的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑦投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑧ファンドに関する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管

理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎月17日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配すること

ができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることがあります。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

④ 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引

に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と

マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑭ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金

日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流

通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

- ⑤ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。
- ⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。
- ⑦ ベンチマークについての留意点
「シティ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ⑧ その他の主な留意点
 - a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 30 億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
 - b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
 - c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

- ① トレーディング担当部署
有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。
- ② コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
- ③ リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。
- ④ 内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署であるトレーディング担当部署およびリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2012年12月末～2017年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年12月末～2017年11月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、
分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手
数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購
入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年
1.350%（税抜 1.250%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含み
ます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.850%～0.250%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額 の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.350%～0.950%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入 後の情報提供等
受託会社	0.050%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指 図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じマザーファンドを主要投資対象とする「グロー
バル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）」、「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」、
「グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）」および「グローバル・ソブリン・ファンド20
14」との合算による販売会社毎の純資産残高*に応じ、次の通りとなります。また、合算の対象と
なるファンドは、今後、追加される場合があります。

* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合（同一日において、分
割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。）、それらの純資産残高を
日々合算のうえ算定した信託報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分する
ことがあります。

各販売会社の 純資産残高に応じて	信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分に 対して	0.850%	0.350%	0.050%
100 億円超 300 億円以 下の部分に対して	0.750%	0.450%	
300 億円超 500 億円以 下の部分に対して	0.650%	0.550%	
500 億円超 750 億円以 下の部分に対して	0.600%	0.600%	
750 億円超 1,000 億円 以下の部分に対して	0.550%	0.650%	
1,000 億円超 1,500 億 円以下の部分に対して	0.500%	0.700%	
1,500 億円超 2,000 億 円以下の部分に対して	0.450%	0.750%	
2,000 億円超 3,000 億 円以下の部分に対して	0.400%	0.800%	
3,000 億円超 4,000 億 円以下の部分に対して	0.350%	0.850%	
4,000 億円超 6,000 億 円以下の部分に対して	0.300%	0.900%	
6,000 億円超 8,000 億 円以下の部分に対して	0.275%	0.925%	
8,000 億円超の部分に 対して	0.250%	0.950%	

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成 29 年 11 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更にな

なることがあります。
 ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

平成 29 年 11 月 30 日現在
 (単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	550,376,616,909	99.70
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,654,971,704	0.30
純資産総額		552,031,588,613	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

平成 29 年 11 月 30 日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限(年/月/日)	
日本	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	親投資信託受益証券	—	271,817,768,130	2.0336 2.0248	552,768,613,270 550,376,616,909	— —	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成 29 年 11 月 30 日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成 29 年 11 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額

		(1万口当たりの純資産価額)
第120 計算期間末日 (平成19年12月17日)	5,535,201,096,635 (分配付) 5,507,223,504,377 (分配落)	7,914 (分配付) 7,874 (分配落)
第121 計算期間末日 (平成20年1月17日)	5,448,364,124,825 (分配付) 5,420,099,167,015 (分配落)	7,710 (分配付) 7,670 (分配落)
第122 計算期間末日 (平成20年2月18日)	5,496,360,504,258 (分配付) 5,467,926,881,197 (分配落)	7,732 (分配付) 7,692 (分配落)
第123 計算期間末日 (平成20年3月17日)	5,327,752,057,087 (分配付) 5,299,065,542,622 (分配落)	7,429 (分配付) 7,389 (分配落)
第124 計算期間末日 (平成20年4月17日)	5,504,117,623,427 (分配付) 5,475,137,889,997 (分配落)	7,597 (分配付) 7,557 (分配落)
第125 計算期間末日 (平成20年5月19日)	5,538,064,362,465 (分配付) 5,508,773,949,957 (分配落)	7,563 (分配付) 7,523 (分配落)
第126 計算期間末日 (平成20年6月17日)	5,594,197,291,711 (分配付) 5,564,612,449,490 (分配落)	7,564 (分配付) 7,524 (分配落)
第127 計算期間末日 (平成20年7月17日)	5,644,254,873,998 (分配付) 5,614,434,107,131 (分配落)	7,571 (分配付) 7,531 (分配落)
第128 計算期間末日 (平成20年8月18日)	5,714,421,904,211 (分配付) 5,684,372,920,905 (分配落)	7,607 (分配付) 7,567 (分配落)
第129 計算期間末日 (平成20年9月17日)	5,485,389,147,165 (分配付) 5,455,093,554,462 (分配落)	7,242 (分配付) 7,202 (分配落)
第130 計算期間末日 (平成20年10月17日)	4,943,722,281,300 (分配付) 4,913,841,317,063 (分配落)	6,618 (分配付) 6,578 (分配落)
第131 計算期間末日 (平成20年11月17日)	4,570,659,320,323 (分配付) 4,540,965,134,788 (分配落)	6,157 (分配付) 6,117 (分配落)
第132 計算期間末日 (平成20年12月17日)	4,618,519,898,389 (分配付) 4,588,936,440,348 (分配落)	6,245 (分配付) 6,205 (分配落)
第133 計算期間末日 (平成21年1月19日)	4,549,062,403,583 (分配付) 4,526,994,510,535 (分配落)	6,184 (分配付) 6,154 (分配落)
第134 計算期間末日 (平成21年2月17日)	4,344,851,111,983 (分配付) 4,323,208,614,231 (分配落)	6,023 (分配付) 5,993 (分配落)
第135 計算期間末日 (平成21年3月17日)	4,549,782,722,591 (分配付) 4,528,412,396,675 (分配落)	6,387 (分配付) 6,357 (分配落)
第136 計算期間末日 (平成21年4月17日)	4,635,630,856,972 (分配付) 4,614,446,239,640 (分配落)	6,565 (分配付) 6,535 (分配落)
第137 計算期間末日 (平成21年5月18日)	4,424,531,940,052 (分配付) 4,403,478,790,081 (分配落)	6,305 (分配付) 6,275 (分配落)
第138 計算期間末日 (平成21年6月17日)	4,453,440,501,004 (分配付) 4,432,574,481,492 (分配落)	6,403 (分配付) 6,373 (分配落)
第139 計算期間末日 (平成21年7月17日)	4,382,146,292,628 (分配付) 4,361,440,878,802 (分配落)	6,349 (分配付) 6,319 (分配落)
第140 計算期間末日 (平成21年8月17日)	4,425,936,805,134 (分配付) 4,401,981,296,109 (分配落)	6,466 (分配付) 6,431 (分配落)
第141 計算期間末日 (平成21年9月17日)	4,376,680,173,434 (分配付) 4,352,786,245,269 (分配落)	6,411 (分配付) 6,376 (分配落)
第142 計算期間末日 (平成21年10月19日)	4,374,152,456,323 (分配付) 4,350,331,827,379 (分配落)	6,427 (分配付) 6,392 (分配落)
第143 計算期間末日 (平成21年11月17日)	4,302,048,378,177 (分配付) 4,278,426,518,930 (分配落)	6,374 (分配付) 6,339 (分配落)
第144 計算期間末日 (平成21年12月17日)	4,172,123,606,711 (分配付) 4,148,742,708,502 (分配落)	6,245 (分配付) 6,210 (分配落)
第145 計算期間末日 (平成22年1月18日)	4,139,018,660,572 (分配付) 4,115,837,383,512 (分配落)	6,249 (分配付) 6,214 (分配落)
第146 計算期間末日 (平成22年2月17日)	3,971,405,312,089 (分配付) 3,948,471,856,489 (分配落)	6,061 (分配付) 6,026 (分配落)
第147 計算期間末日 (平成22年3月17日)	3,919,179,699,897 (分配付) 3,896,619,722,923 (分配落)	6,080 (分配付) 6,045 (分配落)

第 148 計算期間末日 (平成 22 年 4 月 19 日)	3, 872, 691, 217, 519 (分配付) 3, 850, 475, 937, 028 (分配落)	6, 101 (分配付) 6, 066 (分配落)
第 149 計算期間末日 (平成 22 年 5 月 17 日)	3, 678, 543, 231, 504 (分配付) 3, 656, 611, 051, 700 (分配落)	5, 870 (分配付) 5, 835 (分配落)
第 150 計算期間末日 (平成 22 年 6 月 17 日)	3, 520, 413, 846, 497 (分配付) 3, 498, 968, 142, 658 (分配落)	5, 745 (分配付) 5, 710 (分配落)
第 151 計算期間末日 (平成 22 年 7 月 20 日)	3, 375, 448, 409, 280 (分配付) 3, 354, 409, 917, 803 (分配落)	5, 615 (分配付) 5, 580 (分配落)
第 152 計算期間末日 (平成 22 年 8 月 17 日)	3, 315, 220, 199, 675 (分配付) 3, 294, 537, 616, 800 (分配落)	5, 610 (分配付) 5, 575 (分配落)
第 153 計算期間末日 (平成 22 年 9 月 17 日)	3, 270, 744, 941, 075 (分配付) 3, 250, 472, 123, 838 (分配落)	5, 647 (分配付) 5, 612 (分配落)
第 154 計算期間末日 (平成 22 年 10 月 18 日)	3, 170, 125, 361, 507 (分配付) 3, 150, 223, 199, 795 (分配落)	5, 575 (分配付) 5, 540 (分配落)
第 155 計算期間末日 (平成 22 年 11 月 17 日)	3, 058, 199, 299, 358 (分配付) 3, 038, 679, 995, 421 (分配落)	5, 484 (分配付) 5, 449 (分配落)
第 156 計算期間末日 (平成 22 年 12 月 17 日)	2, 935, 360, 215, 545 (分配付) 2, 916, 281, 424, 555 (分配落)	5, 385 (分配付) 5, 350 (分配落)
第 157 計算期間末日 (平成 23 年 1 月 17 日)	2, 839, 551, 637, 287 (分配付) 2, 820, 931, 775, 005 (分配落)	5, 338 (分配付) 5, 303 (分配落)
第 158 計算期間末日 (平成 23 年 2 月 17 日)	2, 760, 824, 017, 364 (分配付) 2, 742, 787, 150, 993 (分配落)	5, 357 (分配付) 5, 322 (分配落)
第 159 計算期間末日 (平成 23 年 3 月 17 日)	2, 597, 433, 809, 784 (分配付) 2, 579, 873, 531, 254 (分配落)	5, 177 (分配付) 5, 142 (分配落)
第 160 計算期間末日 (平成 23 年 4 月 18 日)	2, 686, 948, 408, 851 (分配付) 2, 669, 708, 554, 029 (分配落)	5, 455 (分配付) 5, 420 (分配落)
第 161 計算期間末日 (平成 23 年 5 月 17 日)	2, 574, 613, 383, 405 (分配付) 2, 557, 604, 171, 933 (分配落)	5, 298 (分配付) 5, 263 (分配落)
第 162 計算期間末日 (平成 23 年 6 月 17 日)	2, 504, 449, 429, 911 (分配付) 2, 487, 847, 336, 894 (分配落)	5, 280 (分配付) 5, 245 (分配落)
第 163 計算期間末日 (平成 23 年 7 月 19 日)	2, 368, 597, 523, 259 (分配付) 2, 352, 386, 223, 044 (分配落)	5, 114 (分配付) 5, 079 (分配落)
第 164 計算期間末日 (平成 23 年 8 月 17 日)	2, 303, 514, 198, 275 (分配付) 2, 287, 717, 536, 215 (分配落)	5, 104 (分配付) 5, 069 (分配落)
第 165 計算期間末日 (平成 23 年 9 月 20 日)	2, 179, 389, 006, 594 (分配付) 2, 164, 047, 428, 578 (分配落)	4, 972 (分配付) 4, 937 (分配落)
第 166 計算期間末日 (平成 23 年 10 月 17 日)	2, 086, 401, 692, 524 (分配付) 2, 071, 616, 729, 121 (分配落)	4, 939 (分配付) 4, 904 (分配落)
第 167 計算期間末日 (平成 23 年 11 月 17 日)	1, 975, 256, 743, 472 (分配付) 1, 961, 060, 401, 697 (分配落)	4, 870 (分配付) 4, 835 (分配落)
第 168 計算期間末日 (平成 23 年 12 月 19 日)	1, 887, 916, 580, 652 (分配付) 1, 874, 273, 371, 610 (分配落)	4, 843 (分配付) 4, 808 (分配落)
第 169 計算期間末日 (平成 24 年 1 月 17 日)	1, 819, 486, 127, 386 (分配付) 1, 806, 177, 174, 884 (分配落)	4, 785 (分配付) 4, 750 (分配落)
第 170 計算期間末日 (平成 24 年 2 月 17 日)	1, 792, 459, 443, 386 (分配付) 1, 779, 727, 814, 336 (分配落)	4, 928 (分配付) 4, 893 (分配落)
第 171 計算期間末日 (平成 24 年 3 月 19 日)	1, 795, 293, 622, 400 (分配付) 1, 782, 895, 420, 415 (分配落)	5, 068 (分配付) 5, 033 (分配落)
第 172 計算期間末日 (平成 24 年 4 月 17 日)	1, 722, 016, 375, 814 (分配付) 1, 709, 821, 983, 228 (分配落)	4, 942 (分配付) 4, 907 (分配落)
第 173 計算期間末日 (平成 24 年 5 月 17 日)	1, 671, 398, 467, 518 (分配付) 1, 659, 376, 587, 782 (分配落)	4, 866 (分配付) 4, 831 (分配落)
第 174 計算期間末日 (平成 24 年 6 月 18 日)	1, 626, 154, 169, 817 (分配付) 1, 614, 375, 530, 573 (分配落)	4, 832 (分配付) 4, 797 (分配落)
第 175 計算期間末日 (平成 24 年 7 月 17 日)	1, 589, 074, 698, 883 (分配付) 1, 577, 505, 631, 983 (分配落)	4, 807 (分配付) 4, 772 (分配落)
第 176 計算期間末日	1, 549, 986, 241, 454 (分配付)	4, 782 (分配付)

(平成 24 年 8 月 17 日)	1, 538, 641, 400, 608 (分配落)	4, 747 (分配落)
第 177 計算期間末日	1, 515, 218, 597, 073 (分配付)	4, 767 (分配付)
(平成 24 年 9 月 18 日)	1, 504, 092, 661, 439 (分配落)	4, 732 (分配落)
第 178 計算期間末日	1, 489, 221, 508, 660 (分配付)	4, 770 (分配付)
(平成 24 年 10 月 17 日)	1, 478, 294, 746, 802 (分配落)	4, 735 (分配落)
第 179 計算期間末日	1, 489, 859, 378, 665 (分配付)	4, 875 (分配付)
(平成 24 年 11 月 19 日)	1, 479, 162, 443, 419 (分配落)	4, 840 (分配落)
第 180 計算期間末日	1, 512, 848, 777, 103 (分配付)	5, 047 (分配付)
(平成 24 年 12 月 17 日)	1, 502, 357, 757, 362 (分配落)	5, 012 (分配落)
第 181 計算期間末日	1, 560, 772, 460, 868 (分配付)	5, 276 (分配付)
(平成 25 年 1 月 17 日)	1, 550, 417, 751, 731 (分配落)	5, 241 (分配落)
第 182 計算期間末日	1, 583, 847, 482, 975 (分配付)	5, 451 (分配付)
(平成 25 年 2 月 18 日)	1, 573, 677, 880, 695 (分配落)	5, 416 (分配落)
第 183 計算期間末日	1, 554, 490, 763, 049 (分配付)	5, 443 (分配付)
(平成 25 年 3 月 18 日)	1, 544, 494, 656, 815 (分配落)	5, 408 (分配落)
第 184 計算期間末日	1, 600, 571, 863, 449 (分配付)	5, 715 (分配付)
(平成 25 年 4 月 17 日)	1, 590, 770, 339, 274 (分配落)	5, 680 (分配落)
第 185 計算期間末日	1, 599, 066, 834, 583 (分配付)	5, 812 (分配付)
(平成 25 年 5 月 17 日)	1, 589, 436, 471, 356 (分配落)	5, 777 (分配落)
第 186 計算期間末日	1, 431, 243, 919, 542 (分配付)	5, 298 (分配付)
(平成 25 年 6 月 17 日)	1, 421, 788, 807, 839 (分配落)	5, 263 (分配落)
第 187 計算期間末日	1, 431, 527, 988, 647 (分配付)	5, 352 (分配付)
(平成 25 年 7 月 17 日)	1, 422, 166, 270, 689 (分配落)	5, 317 (分配落)
第 188 計算期間末日	1, 373, 196, 551, 004 (分配付)	5, 191 (分配付)
(平成 25 年 8 月 19 日)	1, 363, 937, 883, 757 (分配落)	5, 156 (分配落)
第 189 計算期間末日	1, 368, 768, 147, 247 (分配付)	5, 223 (分配付)
(平成 25 年 9 月 17 日)	1, 359, 595, 697, 298 (分配落)	5, 188 (分配落)
第 190 計算期間末日	1, 361, 714, 101, 136 (分配付)	5, 248 (分配付)
(平成 25 年 10 月 17 日)	1, 352, 632, 118, 691 (分配落)	5, 213 (分配落)
第 191 計算期間末日	1, 358, 348, 361, 573 (分配付)	5, 298 (分配付)
(平成 25 年 11 月 18 日)	1, 349, 374, 945, 396 (分配落)	5, 263 (分配落)
第 192 計算期間末日	1, 351, 449, 753, 796 (分配付)	5, 406 (分配付)
(平成 25 年 12 月 17 日)	1, 342, 700, 017, 123 (分配落)	5, 371 (分配落)
第 193 計算期間末日	1, 327, 785, 881, 383 (分配付)	5, 410 (分配付)
(平成 26 年 1 月 17 日)	1, 322, 876, 925, 328 (分配落)	5, 390 (分配落)
第 194 計算期間末日	1, 240, 359, 255, 884 (分配付)	5, 314 (分配付)
(平成 26 年 2 月 17 日)	1, 235, 690, 992, 050 (分配落)	5, 294 (分配落)
第 195 計算期間末日	1, 204, 116, 556, 042 (分配付)	5, 339 (分配付)
(平成 26 年 3 月 17 日)	1, 199, 605, 636, 706 (分配落)	5, 319 (分配落)
第 196 計算期間末日	1, 177, 415, 492, 971 (分配付)	5, 375 (分配付)
(平成 26 年 4 月 17 日)	1, 173, 034, 624, 760 (分配落)	5, 355 (分配落)
第 197 計算期間末日	1, 149, 097, 027, 234 (分配付)	5, 363 (分配付)
(平成 26 年 5 月 19 日)	1, 144, 811, 552, 700 (分配落)	5, 343 (分配落)
第 198 計算期間末日	1, 118, 007, 685, 550 (分配付)	5, 347 (分配付)
(平成 26 年 6 月 17 日)	1, 113, 825, 571, 187 (分配落)	5, 327 (分配落)
第 199 計算期間末日	1, 094, 700, 289, 653 (分配付)	5, 366 (分配付)
(平成 26 年 7 月 17 日)	1, 090, 620, 199, 913 (分配落)	5, 346 (分配落)
第 200 計算期間末日	1, 080, 754, 854, 027 (分配付)	5, 409 (分配付)
(平成 26 年 8 月 18 日)	1, 076, 758, 423, 930 (分配落)	5, 389 (分配落)
第 201 計算期間末日	1, 068, 250, 789, 479 (分配付)	5, 483 (分配付)
(平成 26 年 9 月 17 日)	1, 064, 354, 410, 897 (分配落)	5, 463 (分配落)
第 202 計算期間末日	1, 044, 702, 154, 883 (分配付)	5, 468 (分配付)
(平成 26 年 10 月 17 日)	1, 040, 880, 867, 460 (分配落)	5, 448 (分配落)
第 203 計算期間末日	1, 092, 926, 043, 022 (分配付)	5, 865 (分配付)
(平成 26 年 11 月 17 日)	1, 089, 199, 264, 096 (分配落)	5, 845 (分配落)
第 204 計算期間末日	1, 073, 655, 088, 815 (分配付)	5, 908 (分配付)
(平成 26 年 12 月 17 日)	1, 070, 020, 246, 014 (分配落)	5, 888 (分配落)

第 205 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 19 日)	1, 055, 934, 489, 588 (分配付) 1, 052, 347, 412, 824 (分配落)	5, 887 (分配付) 5, 867 (分配落)
第 206 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 17 日)	1, 032, 802, 792, 267 (分配付) 1, 029, 266, 770, 818 (分配落)	5, 842 (分配付) 5, 822 (分配落)
第 207 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 17 日)	1, 019, 237, 664, 523 (分配付) 1, 015, 761, 295, 378 (分配落)	5, 864 (分配付) 5, 844 (分配落)
第 208 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 17 日)	1, 003, 219, 173, 043 (分配付) 999, 797, 905, 521 (分配落)	5, 865 (分配付) 5, 845 (分配落)
第 209 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 18 日)	982, 277, 462, 321 (分配付) 978, 905, 004, 822 (分配落)	5, 825 (分配付) 5, 805 (分配落)
第 210 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 17 日)	962, 288, 972, 758 (分配付) 958, 982, 350, 896 (分配落)	5, 820 (分配付) 5, 800 (分配落)
第 211 計算期間末日 (平成 27 年 7 月 17 日)	939, 161, 034, 943 (分配付) 935, 908, 276, 970 (分配落)	5, 775 (分配付) 5, 755 (分配落)
第 212 計算期間末日 (平成 27 年 8 月 17 日)	936, 035, 564, 772 (分配付) 932, 826, 885, 185 (分配落)	5, 834 (分配付) 5, 814 (分配落)
第 213 計算期間末日 (平成 27 年 9 月 17 日)	891, 229, 339, 715 (分配付) 888, 059, 348, 404 (分配落)	5, 623 (分配付) 5, 603 (分配落)
第 214 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 19 日)	887, 538, 458, 325 (分配付) 884, 395, 431, 993 (分配落)	5, 648 (分配付) 5, 628 (分配落)
第 215 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 17 日)	874, 653, 859, 806 (分配付) 871, 547, 018, 309 (分配落)	5, 631 (分配付) 5, 611 (分配落)
第 216 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 17 日)	857, 537, 586, 270 (分配付) 854, 468, 716, 821 (分配落)	5, 589 (分配付) 5, 569 (分配落)
第 217 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 18 日)	813, 855, 390, 160 (分配付) 810, 816, 331, 767 (分配落)	5, 356 (分配付) 5, 336 (分配落)
第 218 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 17 日)	804, 092, 304, 932 (分配付) 801, 084, 107, 789 (分配落)	5, 346 (分配付) 5, 326 (分配落)
第 219 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 17 日)	794, 504, 298, 116 (分配付) 791, 522, 110, 673 (分配落)	5, 328 (分配付) 5, 308 (分配落)
第 220 計算期間末日 (平成 28 年 4 月 18 日)	765, 523, 142, 394 (分配付) 762, 568, 970, 518 (分配落)	5, 183 (分配付) 5, 163 (分配落)
第 221 計算期間末日 (平成 28 年 5 月 17 日)	762, 211, 605, 923 (分配付) 759, 276, 723, 051 (分配落)	5, 194 (分配付) 5, 174 (分配落)
第 222 計算期間末日 (平成 28 年 6 月 17 日)	733, 453, 622, 791 (分配付) 730, 546, 467, 300 (分配落)	5, 046 (分配付) 5, 026 (分配落)
第 223 計算期間末日 (平成 28 年 7 月 19 日)	732, 904, 019, 207 (分配付) 730, 023, 202, 461 (分配落)	5, 088 (分配付) 5, 068 (分配落)
第 224 計算期間末日 (平成 28 年 8 月 17 日)	699, 528, 307, 494 (分配付) 698, 100, 269, 730 (分配落)	4, 899 (分配付) 4, 889 (分配落)
第 225 計算期間末日 (平成 28 年 9 月 20 日)	669, 740, 229, 008 (分配付) 668, 359, 011, 982 (分配落)	4, 849 (分配付) 4, 839 (分配落)
第 226 計算期間末日 (平成 28 年 10 月 17 日)	663, 110, 585, 835 (分配付) 661, 749, 925, 299 (分配落)	4, 873 (分配付) 4, 863 (分配落)
第 227 計算期間末日 (平成 28 年 11 月 17 日)	651, 021, 572, 796 (分配付) 649, 690, 128, 815 (分配落)	4, 890 (分配付) 4, 880 (分配落)
第 228 計算期間末日 (平成 28 年 12 月 19 日)	668, 169, 413, 634 (分配付) 666, 871, 192, 906 (分配落)	5, 147 (分配付) 5, 137 (分配落)
第 229 計算期間末日 (平成 29 年 1 月 17 日)	643, 701, 281, 338 (分配付) 642, 424, 281, 491 (分配落)	5, 041 (分配付) 5, 031 (分配落)
第 230 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 17 日)	625, 993, 054, 091 (分配付) 624, 743, 413, 075 (分配落)	5, 009 (分配付) 4, 999 (分配落)
第 231 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 17 日)	613, 205, 324, 684 (分配付) 611, 978, 758, 910 (分配落)	4, 999 (分配付) 4, 989 (分配落)
第 232 計算期間末日 (平成 29 年 4 月 17 日)	586, 943, 553, 044 (分配付) 585, 732, 404, 704 (分配落)	4, 846 (分配付) 4, 836 (分配落)
第 233 計算期間末日	603, 890, 714, 278 (分配付)	5, 057 (分配付)

(平成 29 年 5 月 17 日)	602,696,428,438 (分配落)	5,047 (分配落)
第 234 計算期間末日	594,122,494,260 (分配付)	5,062 (分配付)
(平成 29 年 6 月 19 日)	592,948,748,949 (分配落)	5,052 (分配落)
第 235 計算期間末日	591,153,054,310 (分配付)	5,117 (分配付)
(平成 29 年 7 月 18 日)	589,997,781,113 (分配落)	5,107 (分配落)
第 236 計算期間末日	576,694,270,340 (分配付)	5,081 (分配付)
(平成 29 年 8 月 17 日)	575,559,345,619 (分配落)	5,071 (分配落)
第 237 計算期間末日	578,890,483,011 (分配付)	5,176 (分配付)
(平成 29 年 9 月 19 日)	577,772,064,945 (分配落)	5,166 (分配落)
第 238 計算期間末日	567,520,910,999 (分配付)	5,156 (分配付)
(平成 29 年 10 月 17 日)	566,420,148,282 (分配落)	5,146 (分配落)
第 239 計算期間末日	558,486,441,160 (分配付)	5,164 (分配付)
(平成 29 年 11 月 17 日)	557,404,897,593 (分配落)	5,154 (分配落)
平成 28 年 11 月末日	661,899,368,797	5,020
12 月末日	660,548,926,169	5,137
平成 29 年 1 月末日	633,176,471,900	5,011
2 月末日	620,547,555,638	4,992
3 月末日	605,401,424,304	4,971
4 月末日	600,164,655,059	4,982
5 月末日	595,910,237,016	5,033
6 月末日	593,525,420,199	5,095
7 月末日	582,314,447,987	5,076
8 月末日	578,834,962,881	5,132
9 月末日	572,951,411,236	5,165
10 月末日	561,003,258,411	5,143
11 月末日	552,031,588,613	5,129

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 120 計算期間	40円
第 121 計算期間	40円
第 122 計算期間	40円
第 123 計算期間	40円
第 124 計算期間	40円
第 125 計算期間	40円
第 126 計算期間	40円
第 127 計算期間	40円
第 128 計算期間	40円
第 129 計算期間	40円
第 130 計算期間	40円
第 131 計算期間	40円
第 132 計算期間	40円
第 133 計算期間	30円
第 134 計算期間	30円
第 135 計算期間	30円
第 136 計算期間	30円
第 137 計算期間	30円
第 138 計算期間	30円
第 139 計算期間	30円
第 140 計算期間	35円
第 141 計算期間	35円
第 142 計算期間	35円
第 143 計算期間	35円
第 144 計算期間	35円

第 145 計算期間	35円
第 146 計算期間	35円
第 147 計算期間	35円
第 148 計算期間	35円
第 149 計算期間	35円
第 150 計算期間	35円
第 151 計算期間	35円
第 152 計算期間	35円
第 153 計算期間	35円
第 154 計算期間	35円
第 155 計算期間	35円
第 156 計算期間	35円
第 157 計算期間	35円
第 158 計算期間	35円
第 159 計算期間	35円
第 160 計算期間	35円
第 161 計算期間	35円
第 162 計算期間	35円
第 163 計算期間	35円
第 164 計算期間	35円
第 165 計算期間	35円
第 166 計算期間	35円
第 167 計算期間	35円
第 168 計算期間	35円
第 169 計算期間	35円
第 170 計算期間	35円
第 171 計算期間	35円
第 172 計算期間	35円
第 173 計算期間	35円
第 174 計算期間	35円
第 175 計算期間	35円
第 176 計算期間	35円
第 177 計算期間	35円
第 178 計算期間	35円
第 179 計算期間	35円
第 180 計算期間	35円
第 181 計算期間	35円
第 182 計算期間	35円
第 183 計算期間	35円
第 184 計算期間	35円
第 185 計算期間	35円
第 186 計算期間	35円
第 187 計算期間	35円
第 188 計算期間	35円
第 189 計算期間	35円
第 190 計算期間	35円
第 191 計算期間	35円
第 192 計算期間	35円
第 193 計算期間	20円
第 194 計算期間	20円
第 195 計算期間	20円
第 196 計算期間	20円
第 197 計算期間	20円
第 198 計算期間	20円
第 199 計算期間	20円
第 200 計算期間	20円

第 201 計算期間	20円
第 202 計算期間	20円
第 203 計算期間	20円
第 204 計算期間	20円
第 205 計算期間	20円
第 206 計算期間	20円
第 207 計算期間	20円
第 208 計算期間	20円
第 209 計算期間	20円
第 210 計算期間	20円
第 211 計算期間	20円
第 212 計算期間	20円
第 213 計算期間	20円
第 214 計算期間	20円
第 215 計算期間	20円
第 216 計算期間	20円
第 217 計算期間	20円
第 218 計算期間	20円
第 219 計算期間	20円
第 220 計算期間	20円
第 221 計算期間	20円
第 222 計算期間	20円
第 223 計算期間	20円
第 224 計算期間	10円
第 225 計算期間	10円
第 226 計算期間	10円
第 227 計算期間	10円
第 228 計算期間	10円
第 229 計算期間	10円
第 230 計算期間	10円
第 231 計算期間	10円
第 232 計算期間	10円
第 233 計算期間	10円
第 234 計算期間	10円
第 235 計算期間	10円
第 236 計算期間	10円
第 237 計算期間	10円
第 238 計算期間	10円
第 239 計算期間	10円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 120 計算期間	△0.21
第 121 計算期間	△2.08
第 122 計算期間	0.80
第 123 計算期間	△3.41
第 124 計算期間	2.81
第 125 計算期間	0.07
第 126 計算期間	0.54
第 127 計算期間	0.62
第 128 計算期間	1.00
第 129 計算期間	△4.29
第 130 計算期間	△8.10
第 131 計算期間	△6.40

第 132 計算期間	2.09
第 133 計算期間	△0.33
第 134 計算期間	△2.12
第 135 計算期間	6.57
第 136 計算期間	3.27
第 137 計算期間	△3.51
第 138 計算期間	2.03
第 139 計算期間	△0.37
第 140 計算期間	2.32
第 141 計算期間	△0.31
第 142 計算期間	0.79
第 143 計算期間	△0.28
第 144 計算期間	△1.48
第 145 計算期間	0.62
第 146 計算期間	△2.46
第 147 計算期間	0.89
第 148 計算期間	0.92
第 149 計算期間	△3.23
第 150 計算期間	△1.54
第 151 計算期間	△1.66
第 152 計算期間	0.53
第 153 計算期間	1.29
第 154 計算期間	△0.65
第 155 計算期間	△1.01
第 156 計算期間	△1.17
第 157 計算期間	△0.22
第 158 計算期間	1.01
第 159 計算期間	△2.72
第 160 計算期間	6.08
第 161 計算期間	△2.25
第 162 計算期間	0.32
第 163 計算期間	△2.49
第 164 計算期間	0.49
第 165 計算期間	△1.91
第 166 計算期間	0.04
第 167 計算期間	△0.69
第 168 計算期間	0.16
第 169 計算期間	△0.47
第 170 計算期間	3.74
第 171 計算期間	3.57
第 172 計算期間	△1.80
第 173 計算期間	△0.83
第 174 計算期間	0.02
第 175 計算期間	0.20
第 176 計算期間	0.20
第 177 計算期間	0.42
第 178 計算期間	0.80
第 179 計算期間	2.95
第 180 計算期間	4.27
第 181 計算期間	5.26
第 182 計算期間	4.00
第 183 計算期間	0.49
第 184 計算期間	5.67
第 185 計算期間	2.32
第 186 計算期間	△8.29
第 187 計算期間	1.69

第 188 計算期間	△2.36
第 189 計算期間	1.29
第 190 計算期間	1.15
第 191 計算期間	1.63
第 192 計算期間	2.71
第 193 計算期間	0.72
第 194 計算期間	△1.41
第 195 計算期間	0.85
第 196 計算期間	1.05
第 197 計算期間	0.14
第 198 計算期間	0.07
第 199 計算期間	0.73
第 200 計算期間	1.17
第 201 計算期間	1.74
第 202 計算期間	0.09
第 203 計算期間	7.65
第 204 計算期間	1.07
第 205 計算期間	△0.01
第 206 計算期間	△0.42
第 207 計算期間	0.72
第 208 計算期間	0.35
第 209 計算期間	△0.34
第 210 計算期間	0.25
第 211 計算期間	△0.43
第 212 計算期間	1.37
第 213 計算期間	△3.28
第 214 計算期間	0.80
第 215 計算期間	0.05
第 216 計算期間	△0.39
第 217 計算期間	△3.82
第 218 計算期間	0.18
第 219 計算期間	0.03
第 220 計算期間	△2.35
第 221 計算期間	0.60
第 222 計算期間	△2.47
第 223 計算期間	1.23
第 224 計算期間	△3.33
第 225 計算期間	△0.81
第 226 計算期間	0.70
第 227 計算期間	0.55
第 228 計算期間	5.47
第 229 計算期間	△1.86
第 230 計算期間	△0.43
第 231 計算期間	0.00
第 232 計算期間	△2.86
第 233 計算期間	4.56
第 234 計算期間	0.29
第 235 計算期間	1.28
第 236 計算期間	△0.50
第 237 計算期間	2.07
第 238 計算期間	△0.19
第 239 計算期間	0.34

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第120 計算期間	96,249,512,367	45,612,217,133	6,994,398,064,749
第121 計算期間	110,256,708,685	38,415,320,697	7,066,239,452,737
第122 計算期間	109,080,915,067	66,914,602,418	7,108,405,765,386
第123 計算期間	118,490,120,689	55,267,269,698	7,171,628,616,377
第124 計算期間	128,936,447,929	55,631,706,662	7,244,933,357,644
第125 計算期間	115,751,375,615	38,081,606,035	7,322,603,127,224
第126 計算期間	120,266,382,134	46,658,953,877	7,396,210,555,481
第127 計算期間	121,832,574,637	62,851,413,321	7,455,191,716,797
第128 計算期間	115,083,364,919	58,029,255,073	7,512,245,826,643
第129 計算期間	126,195,375,516	64,543,026,311	7,573,898,175,848
第130 計算期間	74,843,293,986	178,500,410,559	7,470,241,059,275
第131 計算期間	50,019,284,746	96,713,960,115	7,423,546,383,906
第132 計算期間	42,232,610,460	69,914,484,005	7,395,864,510,361
第133 計算期間	35,492,036,337	75,392,197,349	7,355,964,349,349
第134 計算期間	23,758,870,080	165,557,302,024	7,214,165,917,405
第135 計算期間	17,961,415,926	108,685,361,233	7,123,441,972,098
第136 計算期間	26,227,518,014	88,130,379,324	7,061,539,110,788
第137 計算期間	23,180,161,507	67,002,615,268	7,017,716,657,027
第138 計算期間	30,850,237,893	93,227,057,303	6,955,339,837,617
第139 計算期間	30,318,092,591	83,853,321,282	6,901,804,608,926
第140 計算期間	30,453,730,925	87,827,189,717	6,844,431,150,134
第141 計算期間	56,556,597,588	74,151,128,869	6,826,836,618,853
第142 計算期間	41,336,445,341	62,279,080,161	6,805,893,984,033
第143 計算期間	32,717,157,305	89,508,499,126	6,749,102,642,212
第144 計算期間	37,178,873,489	106,024,884,289	6,680,256,631,412
第145 計算期間	27,434,478,166	84,469,092,307	6,623,222,017,271
第146 計算期間	33,022,092,046	103,828,223,528	6,552,415,885,789
第147 計算期間	21,589,086,850	128,297,265,576	6,445,707,707,063
第148 計算期間	27,928,674,013	126,413,383,597	6,347,222,997,479
第149 計算期間	20,345,819,020	101,231,729,480	6,266,337,087,019
第150 計算期間	20,682,565,648	159,675,698,403	6,127,343,954,264
第151 計算期間	23,755,178,896	140,101,568,189	6,010,997,564,971
第152 計算期間	18,420,762,946	120,108,934,860	5,909,309,393,057
第153 計算期間	17,371,894,317	134,447,790,853	5,792,233,496,521
第154 計算期間	12,081,381,755	117,982,960,468	5,686,331,917,808
第155 計算期間	12,668,485,664	122,056,421,251	5,576,943,982,221
第156 計算期間	13,237,715,139	139,098,557,294	5,451,083,140,066
第157 計算期間	10,809,235,173	141,931,723,167	5,319,960,652,072
第158 計算期間	11,745,246,563	178,315,506,673	5,153,390,391,962
第159 計算期間	10,034,348,611	146,202,303,289	5,017,222,437,284
第160 計算期間	13,849,383,164	105,399,013,972	4,925,672,806,476
第161 計算期間	12,138,780,803	78,036,880,749	4,859,774,706,530
第162 計算期間	11,401,926,959	127,721,485,556	4,743,455,147,933
第163 計算期間	11,597,493,419	123,252,579,826	4,631,800,061,526
第164 計算期間	10,825,484,632	129,293,528,975	4,513,332,017,183
第165 計算期間	7,641,060,015	137,665,072,608	4,383,308,004,590
第166 計算期間	6,076,370,031	165,109,116,583	4,224,275,258,038
第167 計算期間	5,476,323,775	173,653,931,635	4,056,097,650,178
第168 計算期間	4,967,297,795	163,005,221,655	3,898,059,726,318
第169 計算期間	5,295,711,177	100,797,579,739	3,802,557,857,756
第170 計算期間	4,830,280,568	169,779,838,119	3,637,608,300,205
第171 計算期間	5,148,574,788	100,413,450,593	3,542,343,424,400
第172 計算期間	5,397,540,827	63,628,797,776	3,484,112,167,451

第 173 計算期間	4,416,135,193	53,705,520,891	3,434,822,781,753
第 174 計算期間	4,026,048,616	73,523,331,895	3,365,325,498,474
第 175 計算期間	4,437,131,369	64,314,943,976	3,305,447,685,867
第 176 計算期間	4,127,288,615	68,191,875,492	3,241,383,098,990
第 177 計算期間	3,863,703,500	66,408,049,678	3,178,838,752,812
第 178 計算期間	4,509,624,320	61,416,417,541	3,121,931,959,591
第 179 計算期間	4,267,597,753	69,932,343,965	3,056,267,213,379
第 180 計算期間	4,724,449,520	63,557,450,913	2,997,434,211,986
第 181 計算期間	6,080,127,636	45,026,014,630	2,958,488,324,992
第 182 計算期間	9,517,615,753	62,405,289,261	2,905,600,651,484
第 183 計算期間	7,300,164,310	56,870,462,955	2,856,030,352,839
第 184 計算期間	7,888,958,826	63,483,833,052	2,800,435,478,613
第 185 計算期間	8,371,298,058	57,274,426,097	2,751,532,350,574
第 186 計算期間	7,591,205,687	57,663,069,595	2,701,460,486,666
第 187 計算期間	7,618,806,356	34,302,733,416	2,674,776,559,606
第 188 計算期間	8,560,935,733	38,003,996,041	2,645,333,499,298
第 189 計算期間	7,084,768,663	31,718,282,368	2,620,699,985,593
第 190 計算期間	6,597,633,046	32,445,491,364	2,594,852,127,275
第 191 計算期間	5,818,007,889	36,836,941,611	2,563,833,193,553
第 192 計算期間	7,553,778,747	71,462,208,567	2,499,924,763,733
第 193 計算期間	8,071,060,579	53,517,796,549	2,454,478,027,763
第 194 計算期間	4,619,130,897	124,965,241,309	2,334,131,917,351
第 195 計算期間	2,797,783,970	81,470,033,292	2,255,459,668,029
第 196 計算期間	2,850,012,663	67,875,574,735	2,190,434,105,957
第 197 計算期間	2,215,677,669	49,912,516,209	2,142,737,267,417
第 198 計算期間	3,719,030,940	55,399,116,470	2,091,057,181,887
第 199 計算期間	2,567,714,959	53,580,026,417	2,040,044,870,429
第 200 計算期間	2,045,650,295	43,875,472,201	1,998,215,048,523
第 201 計算期間	2,039,811,112	52,065,568,149	1,948,189,291,486
第 202 計算期間	2,223,873,829	39,769,453,511	1,910,643,711,804
第 203 計算期間	2,375,115,339	49,629,363,939	1,863,389,463,204
第 204 計算期間	2,938,668,559	48,906,731,146	1,817,421,400,617
第 205 計算期間	3,124,323,093	27,007,341,303	1,793,538,382,407
第 206 計算期間	2,501,312,201	28,028,970,018	1,768,010,724,590
第 207 計算期間	2,464,685,401	32,290,837,258	1,738,184,572,733
第 208 計算期間	2,724,966,752	30,275,778,184	1,710,633,761,301
第 209 計算期間	1,895,628,956	26,300,640,359	1,686,228,749,898
第 210 計算期間	2,023,481,339	34,941,299,807	1,653,310,931,430
第 211 計算期間	2,913,439,544	29,845,384,281	1,626,378,986,693
第 212 計算期間	2,201,264,028	24,240,456,980	1,604,339,793,741
第 213 計算期間	3,661,114,603	23,005,252,517	1,584,995,655,827
第 214 計算期間	1,778,320,398	15,260,810,149	1,571,513,166,076
第 215 計算期間	1,806,291,215	19,898,708,356	1,553,420,748,935
第 216 計算期間	2,134,103,213	21,120,127,560	1,534,434,724,588
第 217 計算期間	2,655,442,772	17,560,970,566	1,519,529,196,794
第 218 計算期間	2,060,353,065	17,490,978,249	1,504,098,571,610
第 219 計算期間	2,195,180,711	15,200,030,611	1,491,093,721,710
第 220 計算期間	2,028,795,492	16,036,578,865	1,477,085,938,337
第 221 計算期間	1,811,372,241	11,455,874,114	1,467,441,436,464
第 222 計算期間	2,138,007,074	16,001,697,565	1,453,577,745,973
第 223 計算期間	1,814,333,700	14,983,706,467	1,440,408,373,206
第 224 計算期間	1,661,594,399	14,032,202,932	1,428,037,764,673
第 225 計算期間	986,331,369	47,807,069,291	1,381,217,026,751
第 226 計算期間	2,286,390,109	22,842,880,174	1,360,660,536,686
第 227 計算期間	919,687,526	30,136,242,862	1,331,443,981,350
第 228 計算期間	1,019,804,787	34,243,057,547	1,298,220,728,590

第 229 計算期間	909,158,590	22,130,039,554	1,276,999,847,626
第 230 計算期間	774,680,302	28,133,511,895	1,249,641,016,033
第 231 計算期間	878,615,260	23,953,857,070	1,226,565,774,223
第 232 計算期間	850,132,220	16,267,566,215	1,211,148,340,228
第 233 計算期間	770,560,658	17,633,060,182	1,194,285,840,704
第 234 計算期間	752,562,434	21,293,091,662	1,173,745,311,476
第 235 計算期間	681,208,479	19,153,322,033	1,155,273,197,922
第 236 計算期間	784,244,816	21,132,721,012	1,134,924,721,726
第 237 計算期間	771,330,982	17,277,986,219	1,118,418,066,489
第 238 計算期間	771,152,276	18,426,501,278	1,100,762,717,487
第 239 計算期間	732,127,923	19,951,277,467	1,081,543,567,943

<参考>

「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」

(1) 投資状況

平成 29 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	226,183,114,493	37.94
	アイルランド	59,128,160,806	9.92
	日本	54,940,212,000	9.22
	フランス	50,851,402,560	8.53
	イギリス	33,135,468,006	5.56
	ベルギー	28,344,310,200	4.75
	ドイツ	26,022,149,927	4.37
	メキシコ	12,383,672,310	2.08
	カナダ	8,477,117,246	1.42
	ノルウェー	5,509,480,690	0.92
	オーストリア	4,275,552,330	0.72
	オランダ	3,606,622,890	0.61
	オーストラリア	3,225,020,535	0.54
	ニュージーランド	3,074,357,081	0.52
	シンガポール	2,042,320,323	0.34
	デンマーク	1,607,843,558	0.27
	スウェーデン	1,537,131,730	0.26
フィンランド	853,429,091	0.14	
地方債証券	カナダ	12,183,507,934	2.04
特殊債券	スウェーデン	11,085,085,815	1.86
	ポーランド	10,139,201,280	1.70
	オーストラリア	9,963,695,480	1.67
	アメリカ	6,344,128,136	1.06
	ニュージーランド	2,039,036,220	0.34
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	19,145,812,677	3.22
純資産総額		596,097,833,318	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成 29 年 11 月 30 日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	8.75 T-BOND 200815	国債証券	—	225,000,000.00	13,302.87	29,931,465,661	8.750000	5.01
アイルラ	5.4 IRISH GOVT 250313	国債証券	—	161,000,000.00	13,263.4810	29,842,832,359	2020/08/15	
					18,099.33	29,139,926,965	5.400000	4.87

インド					18,030.8168	29,029,615,112	2025/03/13	
アメリカ	3.625 T-BOND 440215	国債証券	—	195,000,000.00	12,983.79	25,318,397,812	3.625000	
					12,933.8964	25,221,098,143	2044/02/15	4.23
フランス	4.75 O.A.T 350425	国債証券	—	100,000,000.00	20,786.75	20,786,757,150	4.750000	
					20,858.4745	20,858,474,550	2035/04/25	3.50
ドイツ	6.5 BUND 270704	国債証券	—	95,000,000.00	21,105.63	20,050,352,262	6.500000	
					21,034.2220	19,982,510,921	2027/07/04	3.35
ベルギー	5.5 BEL GOVT 280328	国債証券	—	90,000,000.00	19,908.97	17,918,078,415	5.500000	
					19,854.1653	17,868,748,797	2028/03/28	3.00
アメリカ	8.125 T-BOND 190815	国債証券	—	140,000,000.00	12,448.49	17,427,889,328	8.125000	
					12,405.5982	17,367,837,531	2019/08/15	2.91
日本	第153回利付国債(20年)	国債証券	—	15,000,000,000.00	114.31	17,146,650,000	1.300000	
					114.3780	17,156,700,000	2035/06/20	2.88
アメリカ	8.75 T-BOND 200515	国債証券	—	130,000,000.00	13,131.29	17,070,686,184	8.750000	
					13,098.0322	17,027,441,887	2020/05/15	2.86
アメリカ	8.875 T-BOND 190215	国債証券	—	139,000,000.00	12,221.76	16,988,255,025	8.875000	
					12,184.1244	16,935,932,926	2019/02/15	2.84
アイルランド	3.4 IRISH GOVT 240318	国債証券	—	100,000,000.00	15,980.97	15,980,974,176	3.400000	
					15,935.1414	15,935,141,445	2024/03/18	2.67
アメリカ	3.125 T-BOND 440815	国債証券	—	115,000,000.00	11,920.19	13,708,223,261	3.125000	
					11,886.9292	13,669,968,690	2044/08/15	2.29
フランス	5.5 O.A.T 290425	国債証券	—	65,000,000.00	20,238.29	13,154,889,600	5.500000	
					20,224.7450	13,146,084,297	2029/04/25	2.21
アメリカ	7.25 T-BOND 220815	国債証券	—	90,000,000.00	13,839.92	12,455,933,203	7.250000	
					13,807.5363	12,426,782,695	2022/08/15	2.08
イギリス	4.75 GILT 381207	国債証券	—	50,000,000.00	22,656.83	11,328,417,810	4.750000	
					22,584.0759	11,292,037,950	2038/12/07	1.89
アイルランド	2.4 IRISH GOVT 300515	国債証券	—	70,000,000.00	15,359.66	10,751,763,703	2.400000	
					15,341.3213	10,738,924,961	2030/05/15	1.80
日本	第149回利付国債(20年)	国債証券	—	9,000,000,000.00	117.74	10,596,780,000	1.500000	
					117.7980	10,601,820,000	2034/06/20	1.78
ポーランド	4.25 EIB 221025	特殊債券	—	300,000,000.00	3,376.81	10,130,451,240	4.250000	
					3,379.7337	10,139,201,280	2022/10/25	1.70
ベルギー	4.5 BEL GOVT 260328	国債証券	—	50,000,000.00	17,915.40	8,957,702,475	4.500000	
					17,858.4560	8,929,228,011	2026/03/28	1.50
フランス	2.25 O.A.T 240525	国債証券	—	55,000,000.00	15,209.25	8,365,090,309	2.250000	
					15,175.4151	8,346,478,316	2024/05/25	1.40
アメリカ	6.125 T-BOND 271115	国債証券	—	50,000,000.00	14,980.55	7,490,279,882	6.125000	
					14,926.7232	7,463,361,618	2027/11/15	1.25
アメリカ	8 T-BOND 211115	国債証券	—	54,000,000.00	13,815.41	7,460,324,015	8.000000	
					13,772.5207	7,437,161,179	2021/11/15	1.25
イギリス	4.5 GILT 340907	国債証券	—	35,000,000.00	21,081.82	7,378,639,873	4.500000	
					21,010.1208	7,353,542,280	2034/09/07	1.23
イギリス	4.25 GILT 360307	国債証券	—	35,000,000.00	20,801.16	7,280,406,735	4.250000	
					20,745.5400	7,260,939,000	2036/03/07	1.22
イギリス	4.75 GILT 301207	国債証券	—	35,000,000.00	20,753.11	7,263,590,821	4.750000	
					20,654.1393	7,228,948,776	2030/12/07	1.21
フランス	6 O.A.T 251025	国債証券	—	34,000,000.00	19,383.64	6,590,439,661	6.000000	
					19,337.8000	6,574,852,017	2025/10/25	1.10
日本	第148回利付国債(20年)	国債証券	—	5,500,000,000.00	117.66	6,471,795,000	1.500000	
					117.8140	6,479,770,000	2034/03/20	1.09
メキシコ	10 MEXICAN BONOS 241205	国債証券	—	900,000,000.00	696.59	6,269,378,940	10.000000	
					697.9423	6,281,481,150	2024/12/05	1.05
スウェーデン	1.25 EIB 250512	特殊債券	—	455,000,000.00	1,379.42	6,276,381,384	1.250000	
					1,379.8981	6,278,536,500	2025/05/12	1.05
アメリカ	1.5 T-NOTE 260815	国債証券	—	60,000,000.00	10,457.41	6,274,449,843	1.500000	
					10,452.1640	6,271,298,437	2026/08/15	1.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成 29 年 11 月 30 日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	88.11
地方債証券	2.04
特殊債券	6.64
合計	96.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

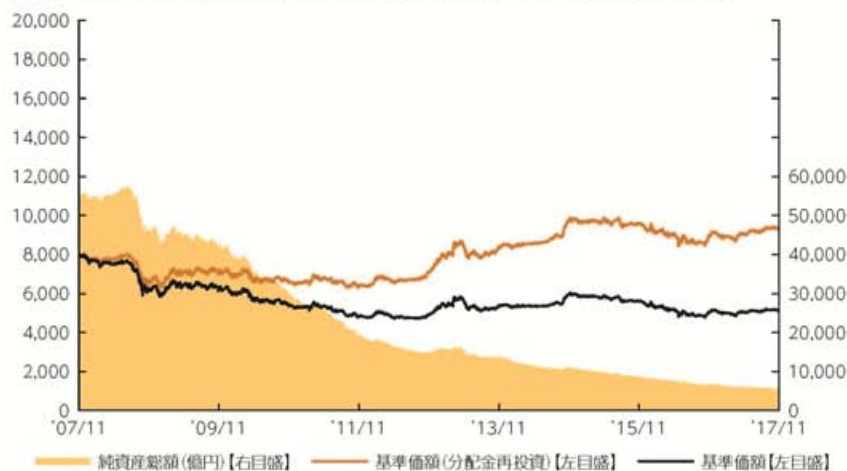
《参考情報》



運用実績

2017年11月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2007年11月30日～2017年11月30日



●基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
●基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	5,129円
純資産総額	5,520億円

■ 分配の推移

2017年11月	10円
2017年10月	10円
2017年9月	10円
2017年8月	10円
2017年7月	10円
2017年6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	8,736円

●分配金は1万円当たり、税引前

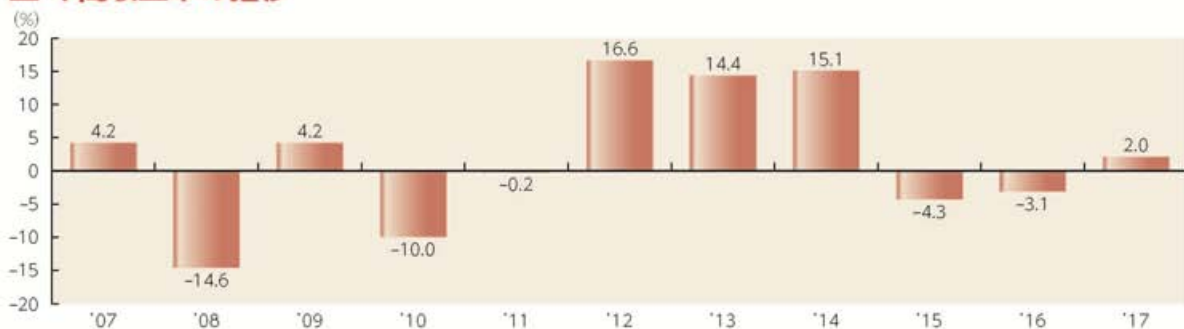
■ 主要な資産の状況

通貨別構成	比率
アメリカドル	40.3%
ユーロ	29.5%
円	9.7%
イギリスポンド	5.6%
カナダドル	3.5%
ポーランドズロチ	2.6%
オーストラリアドル	2.2%
メキシコペソ	2.1%
その他	4.5%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 8.75 T-BOND 200815	国債	アメリカ	5.0%
2 5.4 IRISH GOVT 250313	国債	アイルランド	4.9%
3 3.625 T-BOND 440215	国債	アメリカ	4.2%
4 4.75 O.A.T 350425	国債	フランス	3.5%
5 6.5 BUND 270704	国債	ドイツ	3.3%
6 5.5 BEL GOVT 280328	国債	ベルギー	3.0%
7 8.125 T-BOND 190815	国債	アメリカ	2.9%
8 第153回利付国債(20年)	国債	日本	2.9%
9 8.75 T-BOND 200515	国債	アメリカ	2.8%
10 8.875 T-BOND 190215	国債	アメリカ	2.8%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間収益率の推移



●収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
●2017年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売） 手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約） 手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約） 手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限（平成9年12月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月18日から翌月17日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・ 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④ 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行

いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（平成 29 年 5 月 18 日から平成 29 年 11 月 17 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 12 月 20 日

三菱 U F J 国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成 29 年 5 月 18 日から平成 29 年 11 月 17 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成 29 年 11 月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱 U F J 国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	前期 平成 29 年 5 月 17 日現在	当期 平成 29 年 11 月 17 日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,669,115,817	3,419,822,847
親投資信託受益証券		600,878,368,160	555,731,885,159
未収入金		1,258,988,710	651,995,727
流動資産合計		605,806,472,687	559,803,703,733
資産合計		605,806,472,687	559,803,703,733
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,194,285,840	1,081,543,567
未払解約金		1,249,188,920	669,771,214
未払受託者報酬		26,633,718	25,870,610
未払委託者報酬		639,209,237	620,894,659
未払利息		6,534	6,090
その他未払費用		720,000	720,000
流動負債合計		3,110,044,249	2,398,806,140
負債合計		3,110,044,249	2,398,806,140
純資産の部			
元本等			
元本		1,194,285,840,704	1,081,543,567,943
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△591,589,412,266	△524,138,670,350
(分配準備積立金)		2,383,042,686	3,688,426,994
元本等合計		602,696,428,438	557,404,897,593
純資産合計		602,696,428,438	557,404,897,593
負債純資産合計		605,806,472,687	559,803,703,733

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	前期 自 平成 28 年 11 月 18 日 至 平成 29 年 5 月 17 日	当期 自 平成 29 年 5 月 18 日 至 平成 29 年 11 月 17 日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		33,238,896,674	22,757,455,064
営業収益合計		33,238,896,674	22,757,455,064
営業費用			

支払利息	742,271	685,657
受託者報酬	168,623,507	158,143,745
委託者報酬	4,046,964,157	3,795,449,909
その他費用	4,320,000	4,320,000
営業費用合計	4,220,649,935	3,958,599,311
営業利益又は営業損失(△)	29,018,246,739	18,798,855,753
経常利益又は経常損失(△)	29,018,246,739	18,798,855,753
当期純利益又は当期純損失(△)	29,018,246,739	18,798,855,753
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	509,788,506	65,461,342
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△681,753,852,535	△591,589,412,266
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,711,846,595	57,680,802,926
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,711,846,595	57,680,802,926
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,599,003,014	2,198,787,842
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,599,003,014	2,198,787,842
分配金	7,456,861,545	6,764,667,579
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△591,589,412,266	△524,138,670,350

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成29年5月17日現在]	当期 [平成29年11月17日現在]
1 期首元本額	1,331,443,981,350円	1,194,285,840,704円
期中追加設定元本額	5,202,951,817円	4,492,626,910円
期中一部解約元本額	142,361,092,463円	117,234,899,671円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	591,589,412,266円	524,138,670,350円
3 受益権の総数	1,194,285,840,704口	1,081,543,567,943口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5047円 (5,047円)	0.5154円 (5,154円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成28年11月18日 至平成29年5月17日)

1 分配金の計算過程

(自平成28年11月18日 至平成28年12月19日)		
費用控除後の配当等収益額	A	2,125,495,034円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	17,079,199,604円
分配準備積立金額	D	969,629,059円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,174,323,697円
当ファンドの期末残存口数	F	1,298,220,728,590口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	155円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,298,220,728円

(自平成28年12月20日 至平成29年1月17日)		
----------------------------	--	--

費用控除後の配当等収益額	A	1,225,752,862円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	16,801,874,345円
分配準備積立金額	D	1,811,845,190円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,839,472,397円
当ファンドの期末残存口数	F	1,276,999,847,626口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	155円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,276,999,847円

(自平成29年1月18日 至平成29年2月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,243,098,349円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	16,443,553,482円
分配準備積立金額	D	1,781,135,857円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,467,787,688円
当ファンドの期末残存口数	F	1,249,641,016,033口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	155円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,249,641,016円

(自平成29年2月18日 至平成29年3月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,145,408,825円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	16,141,791,984円
分配準備積立金額	D	1,783,549,551円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,070,750,360円
当ファンドの期末残存口数	F	1,226,565,774,223口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	155円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,226,565,774円

(自平成29年3月18日 至平成29年4月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,229,623,477円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	15,940,716,846円
分配準備積立金額	D	1,717,853,895円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,888,194,218円
当ファンドの期末残存口数	F	1,211,148,340,228口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	155円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,211,148,340円

(自平成29年4月18日 至平成29年5月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,860,317,460円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	15,720,420,486円
分配準備積立金額	D	1,717,011,066円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,297,749,012円
当ファンドの期末残存口数	F	1,194,285,840,704口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	161円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,194,285,840円

当期(自平成29年5月18日 至平成29年11月17日)

1 分配金の計算過程

(自平成29年5月18日 至平成29年6月19日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,371,072,287円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	15,452,139,387円

分配準備積立金額	D	2,389,034,683円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,212,246,357円
当ファンドの期末残存口数	F	1,173,745,311,476口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	163円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,173,745,311円

(自平成29年6月20日 至平成29年7月18日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,599,828,179円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	15,210,894,191円
分配準備積立金額	D	2,562,834,406円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,373,556,776円
当ファンドの期末残存口数	F	1,155,273,197,922口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	167円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,155,273,197円

(自平成29年7月19日 至平成29年8月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,159,197,742円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	14,945,598,500円
分配準備積立金額	D	2,998,580,432円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,103,376,674円
当ファンドの期末残存口数	F	1,134,924,721,726口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	168円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,134,924,721円

(自平成29年8月18日 至平成29年9月19日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,772,548,149円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	14,730,881,083円
分配準備積立金額	D	3,003,038,026円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,506,467,258円
当ファンドの期末残存口数	F	1,118,418,066,489口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	174円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,118,418,066円

(自平成29年9月20日 至平成29年10月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	986,108,716円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	14,501,336,803円
分配準備積立金額	D	3,635,743,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,123,189,347円
当ファンドの期末残存口数	F	1,100,762,717,487口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	173円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,100,762,717円

(自平成29年10月18日 至平成29年11月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,283,284,271円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	14,251,022,183円
分配準備積立金額	D	3,486,686,290円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,020,992,744円
当ファンドの期末残存口数	F	1,081,543,567,943口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	175円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,081,543,567円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 (自平成28年11月18日 至平成29年5月17日)	当期 (自平成29年5月18日 至平成29年11月17日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左 — 同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [平成29年5月17日現在]	当期 [平成29年11月17日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 [平成29年5月17日現在]	当期 [平成29年11月17日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	26,857,302,534	2,541,456,791
合計	26,857,302,534	2,541,456,791

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	273,274,923,859	555,731,885,159	
	親投資信託受益証券 小計	273,274,923,859	555,731,885,159	
	合計	273,274,923,859	555,731,885,159	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成29年5月17日現在]	[平成29年11月17日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	16,954,928,329	12,855,797,545
コール・ローン	5,183,595,946	4,940,698,639
国債証券	562,901,556,071	528,239,757,633
地方債証券	13,633,029,667	12,328,685,014
特殊債券	56,333,279,064	39,682,191,596
派生商品評価勘定	95,346,500	7,718,000
未収入金	915,035,744	3,347,949,795
未收利息	5,233,009,111	6,669,051,166
前払費用	774,096,415	134,047,080
流動資産合計	662,023,876,847	608,205,896,468
資産合計	662,023,876,847	608,205,896,468
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,096,322	66,643,000
未払金	11,254,282,032	5,638,570,997
未払解約金	1,366,085,391	677,654,710
未払利息	9,231	8,798
流動負債合計	12,627,472,976	6,382,877,505
負債合計	12,627,472,976	6,382,877,505
純資産の部		
元本等		
元本	332,101,109,416	295,942,567,646
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	317,295,294,455	305,880,451,317
元本等合計	649,396,403,871	601,823,018,963
純資産合計	649,396,403,871	601,823,018,963
負債純資産合計	662,023,876,847	608,205,896,468

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎月18日から翌月17日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成29年5月17日現在]	[平成29年11月17日現在]
1 期首	平成28年11月18日	平成29年5月18日
期首元本額	377,508,847,710円	332,101,109,416円
期首からの追加設定元本額	331,463,520円	1,501,551,037円
期首からの一部解約元本額	45,739,201,814円	37,660,092,807円
元本の内訳*		
グローバル・ソブリン・オープン (DC年金)	1,604,531,385円	1,590,572,154円
グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)	1,121,647,352円	984,734,154円
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	307,291,791,020円	273,274,923,859円
グローバル・ソブリン・オープン (3ヵ月決算型)	17,786,896,686円	16,058,890,059円
グローバル・ソブリン・オープン (1年決算型)	2,277,575,188円	2,159,491,993円
グローバル・ソブリン・オープン (資産成長型)	1,396,868,109円	1,352,028,488円
グローバル・ソブリン・ファンド2014	14,711,707円	13,572,796円
グローバル・ソブリン・オープン VA2 (適格機関投資家専用)	337,448,225円	301,418,974円
グローバル・ソブリン・オープン VA3 (適格機関投資家専用)	269,639,744円	206,935,169円
(合計)	332,101,109,416円	295,942,567,646円
2 受益権の総数	332,101,109,416口	295,942,567,646口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9554円 (19,554円)	2.0336円 (20,336円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	(自平成28年11月18日 至平成29年5月17日)	(自平成29年5月18日 至平成29年11月17日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
	デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成29年5月17日現在]	[平成29年11月17日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
	デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	同左
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としておりま	同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	す。 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
---------------------------	--	-----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成29年5月17日現在]	[平成29年11月17日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△3,585,477,398	△837,965,151
地方債証券	17,825,985	73,940,983
特殊債券	△119,386,110	60,124,812
合計	△3,687,037,523	△703,899,356

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	[平成29年5月17日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	563,218,500	—	562,950,000	268,500
	ノルウェークローネ	919,928,303	—	924,799,330	△4,871,027
	ユーロ	227,537,116	—	227,901,993	△364,877
	買建				
	アメリカドル	919,928,303	—	918,067,885	△1,860,418
ポーランドズロチ	3,998,482,000	—	4,093,560,000	95,078,000	
	合 計	6,629,094,222	—	6,727,279,208	88,250,178

区 分	種 類	[平成29年11月17日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ノルウェークローネ	274,003,000	—	275,200,000	△1,197,000
	ポーランドズロチ	5,331,404,000	—	5,339,700,000	△8,296,000
	買建				
	ノルウェークローネ	4,185,150,000	—	4,128,000,000	△57,150,000
	ポーランドズロチ	5,328,582,000	—	5,336,300,000	7,718,000
	合 計	15,119,139,000	—	15,079,200,000	△58,925,000

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類		銘柄	券面総額	評価額	備考
円					
国債証券	第15回利付国債(30年)		1,000,000,000	1,336,880,000	
	第16回利付国債(30年)		500,000,000	669,790,000	
	第21回利付国債(30年)		1,000,000,000	1,314,800,000	
	第24回利付国債(30年)		500,000,000	677,340,000	
	第25回利付国債(30年)		500,000,000	659,630,000	
	第27回利付国債(30年)		300,000,000	408,246,000	
	第56回利付国債(30年)		5,700,000,000	5,672,640,000	
	第147回利付国債(20年)		1,500,000,000	1,786,785,000	
	第148回利付国債(20年)		5,500,000,000	6,471,795,000	
	第149回利付国債(20年)		9,000,000,000	10,596,780,000	
	第150回利付国債(20年)		1,800,000,000	2,090,412,000	
	第153回利付国債(20年)		15,000,000,000	17,146,650,000	
	第159回利付国債(20年)		6,000,000,000	6,072,720,000	
国債証券 小計			48,300,000,000	(54,904,468,000)	
円 小計			48,300,000,000	(54,904,468,000)	
アメリカドル					
国債証券	0.875 T-NOTE 180115		30,000,000.00	29,984,765.61	
	0.875 T-NOTE 180331		50,000,000.00	49,912,109.38	
	1 T-NOTE 180215		35,000,000.00	34,976,757.79	
	1 T-NOTE 180315		15,000,000.00	14,985,351.55	
	1.5 T-NOTE 260815		60,000,000.00	55,996,875.00	
	1.625 T-NOTE 231031		50,000,000.00	48,515,625.00	
	1.625 T-NOTE 260215		50,000,000.00	47,394,531.25	
	1.625 T-NOTE 260515		25,000,000.00	23,634,765.62	
	2 T-NOTE 261115		50,000,000.00	48,550,781.25	
	2.125 T-NOTE 221231		20,000,000.00	20,029,687.50	
	2.125 T-NOTE 231130		50,000,000.00	49,894,531.25	
	2.25 T-NOTE 241115		55,000,000.00	55,017,187.50	
	3.125 T-BOND 440815		115,000,000.00	122,340,234.37	
	3.5 T-BOND 390215		40,000,000.00	45,446,875.00	
	3.625 T-BOND 440215		195,000,000.00	225,956,250.00	
	4.5 T-BOND 360215		16,000,000.00	20,613,750.00	
	5.25 T-BOND 290215		30,000,000.00	38,467,968.75	
	6.125 T-BOND 271115		50,000,000.00	66,847,656.25	
	6.25 T-BOND 230815		35,000,000.00	42,787,500.00	
	7.125 T-BOND 230215		8,500,000.00	10,619,687.50	
	7.25 T-BOND 220815		90,000,000.00	111,164,062.50	
	7.625 T-BOND 221115		15,000,000.00	18,950,390.62	
	8 T-BOND 211115		54,000,000.00	66,580,312.50	
	8.125 T-BOND 190815		140,000,000.00	155,536,718.68	
	8.75 T-BOND 200515		130,000,000.00	152,348,828.06	
	8.75 T-BOND 200815		225,000,000.00	267,125,976.45	
	8.875 T-BOND 190215		139,000,000.00	151,613,163.99	
	9 T-BOND 181115		45,000,000.00	48,338,085.91	
国債証券 小計			1,817,500,000.00	(2,023,630,429.28)	
特殊債券	2.5 INTL BK RECON 241125		25,000,000.00	25,193,725.00	
	7.625 INTL BK REC 230119		25,000,000.00	31,527,000.00	
	特殊債券 小計			50,000,000.00	(6,407,740,303)
アメリカドル 小計			1,867,500,000.00	(2,080,351,154.28)	
カナダドル					
国債証券	1.25 CAN GOVT 180901		16,000,000.00	16,002,240.00	
	1.75 CAN GOVT 190301		50,000,000.00	50,242,000.00	
	3.75 CAN GOVT 190601		30,000,000.00	31,053,000.00	
	国債証券 小計			96,000,000.00	(8,622,481,408)
地方債証券	2.4 ONTARIO 260602		60,000,000.00	59,490,600.00	
	2.85 BRITISH COL 250618		7,000,000.00	7,235,480.00	
	3.3 BRITISH COL 231218		34,000,000.00	36,087,940.00	
	7.5 ONTARIO 240207		28,000,000.00	36,304,520.00	
地方債証券 小計			129,000,000.00	(12,328,685,014)	

カナダドル 小計		225,000,000.00	236,415,780.00 (20,951,166,422)
オーストラリアドル			
国債証券	3.75 AUST GOVT 370421	5,000,000.00	5,490,425.00
	4.5 AUST GOVT 330421	5,000,000.00	6,016,185.00
	5.75 AUST GOVT 210515	12,000,000.00	13,515,384.00
	5.75 AUST GOVT 220715	11,000,000.00	12,755,083.00
	国債証券 小計	33,000,000.00	37,777,077.00 (3,239,006,581)
特殊債券	3 NEWSWALES 290420	22,000,000.00	21,738,354.00
	4 KFW 250227	30,000,000.00	32,124,210.00
	4.75 EUROPEAN INV 240807	40,000,000.00	44,594,560.00
	5 KFW 240319	10,000,000.00	11,286,110.00
	6.5 QUEENSLAND 330314	5,000,000.00	6,841,850.00
特殊債券 小計	107,000,000.00	116,585,084.00 (9,996,005,102)	
オーストラリアドル 小計		140,000,000.00	154,362,161.00 (13,235,011,683)
イギリスポンド			
国債証券	4.25 GILT 360307	35,000,000.00	48,429,500.00
	4.5 GILT 340907	35,000,000.00	49,082,950.00
	4.75 GILT 301207	35,000,000.00	48,317,640.00
	4.75 GILT 381207	50,000,000.00	75,357,000.00
国債証券 小計	155,000,000.00	221,187,090.00 (32,998,901,957)	
イギリスポンド 小計		155,000,000.00	221,187,090.00 (32,998,901,957)
シンガポールドル			
国債証券	2.875SINGAPORGOVT 300901	20,000,000.00	21,190,000.00
	3.5 SINGAPORGOVT 270301	3,000,000.00	3,346,605.00
国債証券 小計	23,000,000.00	24,536,605.00 (2,045,616,758)	
シンガポールドル 小計		23,000,000.00	24,536,605.00 (2,045,616,758)
ニュージーランドドル			
国債証券	2.75 NZ GOVT 250415	17,000,000.00	17,079,169.00
	4.5 NZ GOVT 270415	20,000,000.00	22,713,080.00
国債証券 小計	37,000,000.00	39,792,249.00 (3,085,093,064)	
特殊債券	4.125 NORDIC INVE 200319	5,000,000.00	5,189,580.00
	4.625 IBRD 211006	20,000,000.00	21,363,280.00
特殊債券 小計	25,000,000.00	26,552,860.00 (2,058,643,235)	
ニュージーランドドル 小計		62,000,000.00	66,345,109.00 (5,143,736,299)
スウェーデンクローネ			
国債証券	1 SWD GOVT 261112	110,000,000.00	114,706,350.00
	国債証券 小計	110,000,000.00	114,706,350.00 (1,543,947,471)
特殊債券	1.25 EIB 250512	455,000,000.00	469,086,800.00
	1.75 EIB 261112	55,000,000.00	57,981,275.00
	2.75 EIB 231113	190,000,000.00	214,061,600.00
	4 EIB 281201	70,000,000.00	87,032,050.00
特殊債券 小計	770,000,000.00	828,161,725.00 (11,147,056,818)	
スウェーデンクローネ 小計		880,000,000.00	942,868,075.00 (12,691,004,289)
ノルウェークローネ			
国債証券	2 NORWE GOVT 230524	125,000,000.00	130,911,250.00
	3.75 NORWE GOVT 210525	250,000,000.00	274,927,500.00
国債証券 小計	375,000,000.00	405,838,750.00 (5,588,399,587)	
ノルウェークローネ 小計		375,000,000.00	405,838,750.00 (5,588,399,587)
デンマーククローネ			
国債証券	1.75 DMK GOVT 251115	80,000,000.00	90,051,920.00
	国債証券 小計	80,000,000.00	90,051,920.00 (1,611,028,848)
デンマーククローネ 小計		80,000,000.00	90,051,920.00 (1,611,028,848)

メキシコペソ			
国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	900,000,000.00	1,039,698,000.00
	6.5 MEXICAN BONOS 220609	400,000,000.00	390,020,000.00
	8 MEXICAN BONOS 200611	200,000,000.00	204,166,000.00
	8 MEXICAN BONOS 231207	400,000,000.00	416,344,000.00
国債証券 小計		1,900,000,000.00	2,050,228,000.00 (12,157,852,040)
メキシコペソ 小計		1,900,000,000.00	2,050,228,000.00 (12,157,852,040)
ポーランドズロチ			
特殊債券	4.25 EIB 221025	300,000,000.00	320,583,900.00
	特殊債券 小計		320,583,900.00 (10,072,746,138)
ポーランドズロチ 小計		300,000,000.00	320,583,900.00 (10,072,746,138)
ユーロ			
国債証券	0.5 BUND 270815	45,000,000.00	45,541,125.00
	0.5 NETH GOVT 260715	12,000,000.00	12,194,436.00
	1.2 AUSTRIA GOVT 251020	30,000,000.00	32,254,200.00
	1.7 IRISH GOVT 370515	25,000,000.00	25,709,000.00
	2.25 O. A. T 240525	55,000,000.00	62,985,395.00
	2.4 IRISH GOVT 300515	70,000,000.00	80,955,980.00
	2.6 BEL GOVT 240622	10,000,000.00	11,678,720.00
	2.75 O. A. T 271025	12,000,000.00	14,490,120.00
	3.4 IRISH GOVT 240318	100,000,000.00	120,329,600.00
	4 FINNISH GOVT 250704	5,000,000.00	6,448,860.00
	4.5 BEL GOVT 260328	50,000,000.00	67,447,500.00
	4.75 O. A. T 350425	100,000,000.00	156,515,000.00
	5.4 IRISH GOVT 250313	161,000,000.00	219,410,639.00
	5.5 BEL GOVT 280328	90,000,000.00	134,915,130.00
	5.5 NETH GOVT 280115	10,000,000.00	15,026,450.00
	5.5 O. A. T 290425	65,000,000.00	99,050,445.00
	6 O. A. T 251025	34,000,000.00	49,623,068.00
	6.5 BUND 270704	95,000,000.00	150,970,200.00
国債証券 小計		969,000,000.00	1,305,545,868.00 (173,833,432,324)
ユーロ 小計		969,000,000.00	1,305,545,868.00 (173,833,432,324)
合 計		—	580,250,634,243 (525,346,166,243)

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 28 銘柄	97.27%	39.40%
	特殊債券 2 銘柄	2.73%	1.10%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	41.16%	1.49%
	地方債証券 4 銘柄	58.84%	2.12%
オーストラリアドル	国債証券 4 銘柄	24.47%	0.56%
	特殊債券 5 銘柄	75.53%	1.72%
イギリスポンド	国債証券 4 銘柄	100.00%	5.69%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	100.00%	0.35%
ニュージーランドドル	国債証券 2 銘柄	59.98%	0.53%
	特殊債券 2 銘柄	40.02%	0.35%
スウェーデンクローネ	国債証券 1 銘柄	12.17%	0.27%
	特殊債券 4 銘柄	87.83%	1.92%
ノルウェークローネ	国債証券 2 銘柄	100.00%	0.96%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.00%	0.28%
メキシコペソ	国債証券 4 銘柄	100.00%	2.10%
ポーランドズロチ	特殊債券 1 銘柄	100.00%	1.74%
ユーロ	国債証券 18 銘柄	100.00%	29.96%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

平成29年11月30日現在
(単位:円)

I 資産総額	552,927,660,174
II 負債総額	896,071,561
III 純資産総額 (I - II)	552,031,588,613
IV 発行済口数	1,076,249,772,344 口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.5129 (1万口当たり 5,129)

(参考)

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

平成29年11月30日現在
(単位:円)

I 資産総額	596,900,443,061
II 負債総額	802,609,743
III 純資産総額 (I - II)	596,097,833,318
IV 発行済口数	294,392,727,716 口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.0248 (1万口当たり 20,248)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成29年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指

示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	837	11,530,094
追加型公社債投資信託	16	1,412,584
単位型株式投資信託	54	348,757
単位型公社債投資信託	1	6,397
合計	908	13,297,833

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 32 期事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 33 期事業年度に係る中間会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月1日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは中間監査の対象に含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	80,707,781	※2	69,212,680
有価証券		2,728,127		36,210
前払費用		402,267		337,699
未収入金		14,286		35,896
未収委託者報酬		11,275,577		10,076,022
未収収益	※2	564,923	※2	659,405
繰延税金資産		491,700		446,374
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		438,012		113,754
流動資産合計		96,652,678		80,948,042
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	846,844	※1	806,798
器具備品	※1	768,584	※1	759,446
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,971,428		2,922,245
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,813,951		1,844,549
ソフトウェア仮勘定		341,815		608,066
その他		71		10
無形固定資産合計		2,171,661		2,468,448
投資その他の資産				
投資有価証券		24,223,272		24,327,081
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		686,446		654,402
前払年金費用		499,178		463,105
繰延税金資産		786,810		711,230
その他		51,090		50,235
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		26,543,335		26,502,592
固定資産合計		31,686,425		31,893,286
資産合計		128,339,103		112,841,328

(単位：千円)

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	199,091	166,493
未払金		
未払収益分配金	101,046	108,024
未払償還金	821,178	547,707
未払手数料	※2 4,866,423	※2 4,225,009
その他未払金	※2 2,521,849	※2 2,355,815
未払費用	※2 3,419,978	※2 3,061,479
未払消費税等	370,110	351,670
未払法人税等	947,540	756,668
賞与引当金	882,523	843,729
役員賞与引当金	—	100,680
その他	670,983	711,633
流動負債合計	14,800,725	13,228,909
固定負債		
退職給付引当金	508,142	590,154
役員退職慰労引当金	166,789	166,458
時効後支払損引当金	257,105	253,070
固定負債合計	932,038	1,009,684
負債合計	15,732,763	14,238,594
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	57,079,782	43,034,713
利益剰余金合計	64,420,372	50,375,303
株主資本合計	111,153,216	97,108,147

(単位：千円)

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,446,576	1,494,586
評価差額金		
繰延ヘッジ損益	6,546	—
評価・換算差額等合計	1,453,123	1,494,586
純資産合計	112,606,339	98,602,734
負債純資産合計	128,339,103	112,841,328

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		第 32 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		82,096,942		81,709,776
投資顧問料		2,226,322		2,396,020
その他営業収益		35,063		25,763
営業収益合計		84,358,328		84,131,560
営業費用				
支払手数料	※2	34,821,751	※2	33,975,255
広告宣伝費		742,632		731,771
公告費		—		482
調査費				
調査費		1,642,352		1,713,892
委託調査費		14,530,744		13,961,993
事務委託費		751,410		984,749
営業雑経費				
通信費		122,574		158,915
印刷費		704,639		699,940
協会費		51,201		51,995
諸会費		7,730		9,887
事務機器関連費		1,674,745		1,611,608
その他営業雑経費		30,382		11,925
営業費用合計		55,080,164		53,912,419
一般管理費				
給料				
役員報酬		280,681		331,997
給料・手当		5,948,603		6,496,165
賞与引当金繰入		882,523		843,729
役員賞与引当金繰入		—		100,680
福利厚生費		1,091,897		1,196,210
交際費		17,062		14,843
旅費交通費		212,578		233,159
租税公課		264,376		422,030
不動産賃借料		795,415		706,571
退職給付費用		341,073		441,736
役員退職慰労引当金繰入		34,369		48,393
固定資産減価償却費		1,068,796		1,030,040
諸経費		426,547		474,521
一般管理費合計		11,363,925		12,340,079
営業利益		17,914,238		17,879,061

(単位：千円)

	第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		第 32 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		235,697		243,048
有価証券利息		523		0
受取利息	※2	15,142	※2	4,601
投資有価証券償還益		9,315		260,190
収益分配金等時効完成分		71,619		278,148
その他		17,393		4,383
営業外収益合計		349,691		790,372
営業外費用				
投資有価証券償還損		152,298		11,552
時効後支払損引当金繰入		98,891		—
事務過誤費		421		218
その他		5,862		4,357
営業外費用合計		257,473		16,128
経常利益		18,006,455		18,653,304
特別利益				
投資有価証券売却益		424,605		259,137
ゴルフ会員権売却益		1,300		—
特別利益合計		425,905		259,137
特別損失				
投資有価証券売却損		52,623		42,248
デリバティブ解約損		—		126,228
有価証券評価損		67,284		—
投資有価証券評価損		18,539		157,482
固定資産除却損	※1	1,305	※1	13,540
減損損失	※3	42,073	※3	48,575
合併関連費用		829,181		—
特別損失合計		1,011,007		388,075
税引前当期純利益		17,421,353		18,524,367
法人税、住民税及び事業税	※2	5,796,941	※2	5,658,953
法人税等調整額		△1,035,591		103,169
法人税等合計		4,761,350		5,762,122
当期純利益		12,660,003		12,762,244

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	—	222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240
当期変動額									
剰余金の配当							△4,107,643	△4,107,643	△4,107,643
当期純利益							12,660,003	12,660,003	12,660,003
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616					44,510,616
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	3,350,000	41,160,616	44,510,616	—	—	8,552,359	8,552,359	53,062,976
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,300,727	—	2,300,727	60,390,967
当期変動額				
剰余金の配当				△4,107,643
当期純利益				12,660,003
合併による増加	903,495	△148,745	754,749	45,265,365
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,757,645	155,292	△1,602,353	△1,602,353
当期変動額合計	△854,150	6,546	△847,604	52,215,371
当期末残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							△26,807,312	△26,807,312	△26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△14,045,068	△14,045,068	△14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				△26,807,312
当期純利益				12,762,244
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,009	△6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	△6,546	41,462	△14,003,605
当期末残高	1,494,586	—	1,494,586	98,602,734

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

器具備品 2 年～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社では退職給付制度を統合するため、平成 28 年 9 月 21 日に確定給付企業年金制度、退職一時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年 10 月 1 日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業

会計基準委員会 平成 14 年 1 月 31 日 企業会計基準適用指針第 1 号) 及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成 19 年 2 月 7 日 実務対応報告第 2 号) を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株式指数先物

ヘッジ対象…投資有価証券

(3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日) を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

[追加情報]

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日) を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
建物	467,206千円	539,649千円
器具備品	897,207千円	1,029,950千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
預金	43,128,360千円	47,798,472千円
未収収益	52,753千円	46,963千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	2,612,168千円	1,993,055千円
その他未払金	2,296,632千円	2,071,256千円
未払費用	442,340千円	456,748千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	254千円	2,392千円
器具備品	1,051千円	7,791千円
ソフトウェア	—	3,356千円
計	1,305千円	13,540千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
支払手数料	15,120,269千円	13,862,465千円
受取利息	12,609千円	4,375千円
法人税、住民税及び事業税	3,980,844千円	4,204,969千円

※3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産（不動産）	土地	35,031千円
東京都千代田区（本社）	遊休資産（美術品）	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	124,098	87,483	—	211,581
合計	124,098	87,483	—	211,581

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10,0497株を交付したことによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 27 年 6 月 30 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 配当金の総額 | 4,107,643 千円 |
| ② 1 株当たり配当額 | 33,100 円 |
| ③ 基準日 | 平成 27 年 3 月 31 日 |
| ④ 効力発生日 | 平成 27 年 6 月 30 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 28 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 配当金の総額 | 26,807,312 千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 126,700 円 |
| ④ 基準日 | 平成 28 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成 28 年 6 月 29 日 |

第 32 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 28 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 配当金の総額 | 26,807,312 千円 |
| ② 1 株当たり配当額 | 126,700 円 |
| ③ 基準日 | 平成 28 年 3 月 31 日 |
| ④ 効力発生日 | 平成 28 年 6 月 29 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 29 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 配当金の総額 | 26,595,731 千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 125,700 円 |
| ④ 基準日 | 平成 29 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成 29 年 6 月 29 日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
1 年内	678,116 千円	678,116 千円
1 年超	2,651,815 千円	1,973,699 千円
合計	3,329,932 千円	2,651,815 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達
は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な
取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資
信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価
額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等
を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関
係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る
市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第31期(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	80,707,781	80,707,781	—
(2) 有価証券	2,728,127	2,728,127	—
(3) 未収委託者報酬	11,275,577	11,275,577	—
(4) 投資有価証券	24,054,542	24,054,542	—
資産計	118,766,029	118,766,029	—
(1) 未払手数料	4,866,423	4,866,423	—
負債計	4,866,423	4,866,423	—
デリバティブ取引（※）	(3,459)	(3,459)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	—
(2) 有価証券	36,210	36,210	—
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	—
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	—
資産計	103,514,834	103,514,834	—
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	—
負債計	4,225,009	4,225,009	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	168,730	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	80,707,781	—	—	—
未収委託者報酬	11,275,577	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,728,127	9,234,321	9,756,778	5,050
合計	94,711,487	9,234,321	9,756,778	5,050

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	—	—	—
未収委託者報酬	10,076,022	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	113,875	30,541	83,333
	債券	—	—	—
	その他	19,085,937	16,697,402	2,388,535
	小計	19,199,812	16,727,944	2,471,868
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,582,857	7,969,134	△386,277
	小計	7,582,857	7,969,134	△386,277
合計		26,782,669	24,697,079	2,085,590

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,447,333	6,769,569	△322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	△322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

3. 売却したその他有価証券

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,649,814	424,605	52,623
合計	5,649,814	424,605	52,623

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	122,688	82,146	21,570
債券	—	—	—
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 85,823 千円（その他有価証券のその他 85,823 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 157,482 千円（その他有価証券のその他 157,482 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

第 31 期（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	945,410	—	△3,459
合計			945,410	—	△3,459

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第 32 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 31 期 （自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）	第 32 期 （自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	263,476 千円	2,997,931 千円
勤務費用	135,457	199,166
利息費用	19,818	22,711
数理計算上の差異の発生額	113,714	△40,934
退職給付の支払額	△159,115	△183,403
過去勤務費用の発生額	—	653,618
合併による増加	2,624,579	—
退職給付債務の期末残高	2,997,931	3,649,089

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	第 32 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	196,439 千円	2,678,827 千円
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の発生額	△111,449	7,066
事業主からの拠出額	210,960	107,823
退職給付の支払額	△139,379	△142,532
合併による増加	2,486,329	—
年金資産の期末残高	2,678,827	2,698,738

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,422,447 千円	3,471,120 千円
年金資産	△2,678,827	△2,698,738
	△256,380	772,381
非積立型制度の退職給付債務	575,484	177,969
未積立退職給付債務	319,103	950,350
未認識数理計算上の差異	△310,139	△207,810
未認識過去勤務費用	—	△615,490
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049
退職給付引当金	508,142	590,154
前払年金費用	△499,178	△463,105
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	第 32 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
勤務費用	135,457 千円	199,166 千円
利息費用	19,818	22,711
期待運用収益	△35,926	△47,553
数理計算上の差異の費用処理額	13,847	54,327
過去勤務費用の費用処理額	—	38,127
その他	65,395	28,533
確定給付制度に係る退職給付費用	198,592	295,314

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
債券	58.1 %	62.9 %
株式	35.5	33.3
その他	6.3	3.7
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.077～0.71%	0.061～0.90%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 142,480 千円、当事業年度 146,421 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	475,116 千円	455,165 千円
投資有価証券評価損	238,391	242,551
ゴルフ会員権評価損	295	295
未払事業税	185,473	124,367
賞与引当金	272,346	260,374
役員賞与引当金	—	11,509
役員退職慰労引当金	51,071	50,969
退職給付引当金	155,593	180,726
減価償却超過額	29,059	19,277
委託者報酬	204,395	217,902
長期差入保証金	6,344	14,803
時効後支払損引当金	78,725	77,490
連結納税適用による時価評価	309,675	236,450
その他	69,525	68,614
繰延税金資産 小計	2,076,013	1,960,499
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,076,013	1,960,499
繰延税金負債		
未収配当金	△1,228	—
前払年金費用	△152,848	△141,802
連結納税適用による時価評価	△1,516	△1,447
その他有価証券評価差額金	△639,013	△659,638
繰延ヘッジ損益	△2,889	—
その他	△6	△3
繰延税金負債 合計	△797,502	△802,893
繰延税金資産の純額	1,278,511	1,157,605

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
法定実効税率 (調整)	33.06 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。
評価性引当額の減少	△6.34	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.59	
その他	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.33	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日) 及び第 32 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日) 及び第 32 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	3,980,844 千円	その他未払金	2,296,632 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 事務所の賃借 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 事務所賃借料 長期差入保証金の返還 投資助言料	5,895,622 千円 223,695 千円 885,549 千円 515,287 千円	未払手数料 未払費用	805,721 千円 319,698 千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払 コーラブル預金の預入 コーラブル預金に係る受取利息	9,224,647 千円 35,000,000 千円 9,263 千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	1,806,446 千円 35,000,000 千円 2,372 千円

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969 千円	その他未払金	2,071,256 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,983,874 千円	未払手数料	716,117 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	662,992 千円	未払費用	352,297 千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,878,591 千円	未払手数料	1,276,937 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,398,782 千円	未払手数料	898,096 千円

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238 千円	未払手数料	933,908 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	532,213.85円	466,028.30円
1株当たり当期純利益金額	66,691.34円	60,318.47円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株式の期中平均株式数 (株)	189,829	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 33 期中間会計期間
(平成 29 年 9 月 30 日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金		46,287,102
有価証券		78,897
前払費用		496,625
未収入金		87,286
未収委託者報酬		9,160,402
未収収益		681,527
繰延税金資産		471,973
金銭の信託		30,000
その他		95,228
流動資産合計		<u>57,389,043</u>

固定資産

有形固定資産

建物	※1	780,721
器具備品	※1	764,182
土地		1,356,000
有形固定資産合計		<u>2,900,904</u>

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		1,938,735
ソフトウェア仮勘定		1,212,251
無形固定資産合計		<u>3,166,809</u>

投資その他の資産

投資有価証券		28,266,735
関係会社株式		320,136
長期差入保証金		640,950
前払年金費用		448,902
繰延税金資産		451,891
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		<u>30,150,247</u>

固定資産合計

36,217,960

資産合計

93,607,004

(単位：千円)

第 33 期中間会計期間
(平成 29 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	196,841
未払金	
未払収益分配金	174,797
未払償還金	514,622
未払手数料	3,754,874
その他未払金	2,503,473
未払費用	4,229,858
未払消費税等	※2 305,160
未払法人税等	792,896
賞与引当金	863,522
役員賞与引当金	66,649
その他	776,417
流動負債合計	<u>14,179,114</u>

固定負債

退職給付引当金	651,492
役員退職慰労引当金	163,557
時効後支払損引当金	252,546
固定負債合計	<u>1,067,596</u>

負債合計

15,246,710

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	<u>44,732,712</u>

利益剰余金

利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	22,251,535
利益剰余金合計	<u>29,592,124</u>

株主資本合計

76,324,968

(単位：千円)

第 33 期中間会計期間
(平成 29 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券	2,035,325
評価差額金	
評価・換算差額等合計	2,035,325
純資産合計	78,360,294
負債純資産合計	93,607,004

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 33 期中間会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	38,184,632
投資顧問料	1,346,730
その他営業収益	26,405
営業収益合計	39,557,767
営業費用	
支払手数料	15,720,488
広告宣伝費	318,084
公告費	500
調査費	
調査費	861,247
委託調査費	6,711,776
事務委託費	436,601
営業雑経費	
通信費	85,593
印刷費	251,837
協会費	24,207
諸会費	7,746
事務機器関連費	821,139
その他営業雑経費	13,599
営業費用合計	25,252,824
一般管理費	
給料	
役員報酬	178,839
給料・手当	2,821,754
賞与引当金繰入	863,522
役員賞与引当金繰入	66,649
福利厚生費	619,913
交際費	6,009
旅費交通費	93,328
租税公課	222,435
不動産賃借料	341,770
退職給付費用	210,625
役員退職慰労引当金繰入	23,884
固定資産減価償却費	※1 512,328
諸経費	199,624
一般管理費合計	6,160,685
営業利益	8,144,257

(単位：千円)

第 33 期中間会計期間
(自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 9 月 30 日)

営業外収益	
受取配当金	134,154
受取利息	277
投資有価証券償還益	29,656
収益分配金等時効完成分	34,222
その他	9,043
営業外収益合計	207,354
営業外費用	
投資有価証券償還損	20,261
時効後支払損引当金繰入	26,116
その他	5,612
営業外費用合計	51,990
経常利益	8,299,622
特別利益	
投資有価証券売却益	196,888
ゴルフ会員権売却益	2,495
特別利益合計	199,383
特別損失	
投資有価証券売却損	60,319
固定資産除却損	0
特別損失合計	60,319
税引前中間純利益	8,438,686
法人税、住民税及び事業税	2,631,045
法人税等調整額	△4,911
法人税等合計	2,626,133
中間純利益	5,812,552

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当中間期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
中間純利益							5,812,552	5,812,552	5,812,552
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△20,783,178	△20,783,178	△20,783,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	22,251,535	29,592,124	76,324,968

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当中間期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
中間純利益			5,812,552
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	540,738	540,738	540,738
当中間期変動額合計	540,738	540,738	△20,242,440
当中間期末残高	2,035,325	2,035,325	78,360,294

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

器具備品 2 年～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- (2) 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第 33 期中間会計期間 (平成 29 年 9 月 30 日現在)
建物	571,713 千円
器具備品	1,115,446 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	第 33 期中間会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)
有形固定資産	114,767 千円
無形固定資産	397,560 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 26,595,731千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 125,700円
- ④ 基準日 平成29年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成29年6月29日

(リース取引関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	678,116千円
1年超	1,634,641千円
合計	2,312,757千円

(金融商品関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	46,287,102	46,287,102	—
(2) 有価証券	78,897	78,897	—
(3) 未収委託者報酬	9,160,402	9,160,402	—
(4) 投資有価証券	28,129,575	28,129,575	—
資産計	83,655,978	83,655,978	—
(1) 未払手数料	3,754,874	3,754,874	—
負債計	3,754,874	3,754,874	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額 137,160 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 320,136 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間（平成29年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 320,136 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	21,493,708	18,316,441	3,177,266
	小 計	21,493,708	18,316,441	3,177,266
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,714,765	6,958,415	△243,650
	小 計	6,714,765	6,958,415	△243,650
合 計		28,208,473	25,274,857	2,933,616

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 137,160 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 33 期中間会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 33 期中間会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 33 期中間会計期間 (平成 29 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	370,356.00 円
純資産の部の合計額 (千円)	78,360,294
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	78,360,294
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 33 期中間会計期間 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	27,471.99 円
中間純利益金額 (千円)	5,812,552
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5,812,552
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 20 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 投資対象

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

(1) 親投資信託への投資は、制限を設けません。

(2) 株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。

(6) スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

(7) 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

(8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎月 17 日（ただし、17 日が休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 1 条の 2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金 15,533,858,755 円を信託し、受託者はこれを引受けません。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 10 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 52 条、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条の 2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

② <削除>

（当初の受益者）

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する受益権については、15,533,858,755 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② <削除>

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の委託者自ら定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第47条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は委託者の指定する販売会社または委託者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社または委託者

(第 48 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込総金額(第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項および第 2 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社または委託者がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ <削除>

⑥ <削除>

⑦ 第 4 項の規定にかかわらず、受益者が第 47 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、決算日の基準価額とします。

⑧ <削除>

⑨ <削除>

⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

第 12 条 <削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 15 条 <削除>

第 16 条 <削除>

第 17 条 <削除>

第 18 条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類等)

第 18 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条および第 24 条に定めるものに限りません。)

3. 約束手形

4. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち、第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第24条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸

付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 30 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 31 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 33 条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎月 18 日から翌月 17 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁しま

す。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 125 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 45 条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日および第 47 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 51 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じた

ものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者が自ら募集したものについては、委託者において行います。

⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑨ <削除>

⑩ <削除>

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第48条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第50条 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

② 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとし、

④ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 51 条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、平成 10 年 6 月 17 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者または委託者の指定する販売会社が定める単位（委託者の自らの募集に係る受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益権を除きます。）、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成 10 年 6 月 16 日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ② 委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社または委託者に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 51 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 52 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 30 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第

52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第58条 <削除>

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 委託者は、平成10年12月1日現在において、委託者の自らの募集に係る受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管している場合、当該受益証券および当該受益証券に帰属する収益分配金の再投資に係る受益証券に限り、平成11年11月30日まで保管することができます。なお、このとき、受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

第2条 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 変更後の第43条の規定は、平成12年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第4条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

平成9年12月18日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社

I. <削除>

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信